

令和3年6月愛荘町議会定例会会議録

令和3年6月3日（木）午前9時00分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案趣旨説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 5号 令和2年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 6号 令和2年度愛荘町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 7 議案第29号 愛荘町空家等の適正管理に関する条例
- 日程第 8 議案第30号 道路法に基づく愛荘町道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第31号 愛荘町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第32号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第33号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第34号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第35号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4

出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 高橋正夫君

7 番 外 川 善 正 君

9 番 河 村 善 一 君

1 1 番 瀧 すみ江 君

1 3 番 辰 己 保 君

8 番 徳 田 文 治 君

1 0 番 吉 岡 忍ミ子 君

1 2 番 竹 中 秀 夫 君

1 4 番 伊 谷 正 昭 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	中西 功君
教 育 長	徳田 寿君	教 育 次 長	上林市治君
総務担当政策監	青木清司君	企画・産業担当政策監 兼ワクチン接種推進室長	藤塚雅徳君
福祉担当政策監	森 まゆみ君	経 営 戦 略 課 長	生駒秀嘉君
みらい創生課長	西川 傳和君	公共施設最適配置推進室長	久保川瑞穂君
人権政策課長	藤居祐司君	くらし安全環境課長	水谷 徹也君
福 祉 課 長	田中孝幸君	商 工 観 光 課 長	藤野知之君
建設・下水道課長	羽田 順行君	学校教育担当課長	辻 裕樹君

事務局職員出席者

議会事務局長 徳 田 郁 子 書 記 伊 谷 一 真

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（伊谷正昭君） 皆さん、おはようございます。令和3年6月愛荘町議会定例会を開催をお願いしましたところ、議員各位には本当に、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。座らせていただきます。

定例会を開会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

梅雨に入りまして蒸し暑い日が多くなりましたが、議員各位におかれましては日々本町の発展や住民福祉の向上のために議員活動をいただいておりますことに、高いところではございますが、厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、1年以上に及びます新型コロナウイルスの流行は、いまだに終息が見えない中におきまして、全国10都道府県におきましては緊急事態宣言や、その他の地域にもまん延防止等重点措置が発令をされております。新型コロナウイルスの感染拡大の取組を継続をしなければなりません。感染拡大の切り札といたしまして期待をされまますワクチンは、高齢者への接種が順次始まっておりますが、全ての対象者への行き渡りまではさらなる進展が求められるところであります。一刻も早く事態を収束いたしまして、平穏な生活を取り戻せることを、心を一つにしてこの難局を乗り越えたいと思っております。

さて、本日は、新型コロナウイルスを含む感染症予防対策といたしまして、議場でのマスク着用としておりますので、御了解をいただきたいと思います。また、傍聴席の皆さんにおかれましても、一般的な感染症予防対策といたしまして、傍聴席の入り口のアルコール消毒、マスク着用をお願いするものであります。また、感染症予防のために、閉鎖した空間、近距離での多人数の会話などには注意が必要であることから、質問及び答弁につきましては簡潔に行われますように御理解、御協力を賜りたいと思います。なお、提案趣旨説明につきましては飛沫防止アクリル板を設置をし、マスクを外して行っていただきますので、御了解をいただきたいと思います。

また、本日はクールビズ期間中でもございますので、本議会出席者は麻シャツ及びノーネクタイでの出席することを申し添えておきます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。よって、令和3年6月愛荘町議会定例会は成立をいたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（伊谷正昭君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊谷正昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊谷正昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番 外川善正君、8番 徳田文治君を指名をいたします。

◎会期の決定

○議長（伊谷正昭君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月18日までの16日間にし
たいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月18日ま
での16日間に決定をいたしました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（伊谷正昭君） 日程第3、町長提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） 皆様、おはようございます。本日からの令和3年6月愛荘町
議会定例会、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

気象台は5月16日、滋賀県を含む近畿地方が梅雨入りしたと見られると発表し、
平年より21日、昨年より25日早く、統計を取り始めてから最も早い梅雨入りとな
ったところです。この先、例年より長いと想定される梅雨時期の大雨に対する備えに
町としても万全を期してまいりたいと存じますし、町民の皆様におかれましても気圧
の変化による体調不良や食中毒の発生などに御注意をいただきたいと存じます。

次に、高齢者の新型コロナワクチン接種につきましては、5月10日から集団接種

を開始いたしました。皆様の御理解、御協力もあり、これまでのところ順調に進んでいる状況です。町内の医師や看護師の皆様には御協力を得、進められていることに感謝を申し上げます。引き続き、一人でも多く、また一日も早く希望される方がワクチン接種を受けられるよう、県や医療関係者の皆様ともしっかり連携し、着実に接種に係る事務を進めてまいります。また、高齢者接種が終了次第、国等の指示、方針を踏まえつつ、スピード感を持って64歳以下の接種にも取りかかってまいります。

59年ぶりの建て替えであり、多くの方々の御期待が込められた愛知中学校大規模増改築工事についてでございますが、現在の進捗状況は、第1期工事である普通教室棟の建築が今月末に完成をいたします。夏休みには引っ越しを終え、生徒の皆さんは2学期から新しい校舎において授業を受けることとなります。第2期工事については、9月から管理棟や特別教室棟の解体に着手する予定としており、全体工程についても遅延することなく順調に進んでいるところでございます。

さて、今期定例会に提案いたします議案について御説明を申し上げます。報告案件2件、条例案件6件、補正予算案件1件、合わせて9案件を御提案させていただきました。

まず、報告案件です。報告第5号 令和2年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第6号 令和2年度愛荘町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

次に、条例案件6件でございます。議案第29号 愛荘町空き家等の適正管理に関する条例は、空き家等の適正な管理に関して必要な事項を定めることにより、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止し、もって生活環境の保全及び安全安心な暮らしの確保に寄与することを目的として制定するものです。

議案第30号 道路法に基づく愛荘町道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例は、道路構造令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第31号 愛荘町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、地方税法に基づき、固定資産の価格に関する不服審査の手續につき納税者等の負担軽減及び利便性の向上を図ることに関し、所要の改正を行うものです。

議案第32号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免を円滑に実施するため、所要の改正を行うものです。

議案第33号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第34号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

最後に、補正予算案件でございます。議案第35号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）ですが、歳入歳出それぞれ4,565万円を追加し、総額を102億8,353万5,000円とするものでございます。

主な補正内容といたしまして、愛荘町公共施設等総合管理計画の見直しを行うための経費として363万円、新型コロナウイルス感染症対策に伴う民間保育所に対する補助金として250万円、学童保育所に対する補助金として250万円、農業者への農業用機械施設の導入への補助金3,040万3,000円、幼稚園のICT環境の整備に伴う経費195万6,000円を計上いたしました。

以上の案件を令和3年6月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（伊谷正昭君） 日程第4、一般質問を行います。

それでは、順次発言を許します。

◇ 西澤桂一君

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤でございます。皆さん、おはようございます。私は、本日は愛荘町の公共施設個別施設管理計画ですけども、これの進捗状況とコロナ対策、この2点につきまして質問を一問一答で行いますので、よろしく願いいたします。

最初に、愛荘町公共施設個別施設計画の進捗状況についてお尋ねをいたします。この計画は、合併により重複した施設が相当数あり、維持管理に莫大な経費を必要とす

ることから、今後の行政サービス上、類似施設の統廃合・集約化が必要との国の方針により作成されたもので、長期的な取組になりますが手を緩めることなく進めていく必要があります。82施設を対象とし、2026年度までを計画期間としまして、町が保有する施設全体の延べ床面積の6%、6,300平米になりますが、を縮小することを目的としております。この計画が策定されてから既に3年に入ります。時間的な猶予はあまりないと思っております。

また、この計画の中で示されております大きな方針といたしましては、1つは計画期間、2019年から2026年までの8年間、そしてから2つ目が本計画に基づく具体的取組は、政策部門、財政部門、行財政改革部門等の関係部署と連携しながら、施設所管部署が主体となって事業を遂行していく。3つ目、実施に当たっては施設の特長や利用者ニーズを踏まえ、整備手法を検討するとともに、計画段階から関係者協議など、町民や議会、関係機関と情報を共有し、意見を聞き進めると、こういうような方針が示されております。特にこの3番目というのは今までの例からいきましても非常に大事な事項がここに示されているというように捉えております。

そこで、各担当の課長にお尋ねをいたします。

2022年までに集約化する複合化多機能化の検討、売却の検討、方針や在り方を検討、売却・除却・譲渡・移管とされている次の18施設について進捗状況をお尋ねいたします。また、予算措置が必要な施設につきましては、当然、来年度当初予算に計上すべきであると考えておりますので、この点も併せてお尋ねをいたします。

18の施設名ですけれども、秦荘消防センター、愛知川消防センター、コスモス共同作業所、ふれあい共同作業所、近江上布伝統産業会館、長塚共同作業所（東作業所）、長塚格納庫（西作業所）、山川原農業作業所（第一・第二）、川久保農業作業所・農機具格納庫、町営住宅新豊満団地北棟・南棟、秦荘幼稚園・愛知川幼稚園・つくし保育園、旧つくし保育園、旧秦荘幼稚園、ふれ愛スポーツ公園の管理棟、愛知川武道館、愛知川体育館、歴史文化博物館、郷土の偉人館、文化財資料室、以上につきましては、その方針として、先ほど申しましたように2022年までに一応いろいろのめどをつけるというようなことですので、その進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 御質問のありました、個別施設計画において2022年までを取組期間としている各施設ですが、その進捗状況について

お答えします。

まず、幼稚園・保育園施設では、昨年度、愛荘町公立幼稚園・保育所のあり方検討委員会を設置し、公立幼稚園の在り方や保育所の待機児童対策について議論を進め、町の方針をまとめました。愛知川武道館、愛知川体育館については、国民スポーツ大会までの間、選手育成を見据え現状を維持していく方向で検討をしました。旧秦荘幼稚園及び文化財資料室については、施設内に保管する文化財の数量把握等を実施をしたところでございます。旧つくし保育園につきましては、売却に向けた協議を進めております。また、次年度以降に予算措置が必要となる施設については、旧つくし保育園において売却に向けた不動産鑑定等の費用が今後必要になると考えております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） このような再質問をするのはおかしいんですけど、私はもっと多くの施設名を挙げておりますが、今は本当の一部だけの回答です。

○議長（伊谷正昭君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今、議員のほうから18の施設の説明を言っていたかと思えます。私のほうからは幾つかの施設の進捗ということで答弁のほうをさせていただきましたが、それ以外の施設については検討のほうはまだ未検討というところ辺でございます。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問になります。何点か再質問をしていきたいと思えます。

まず、この計画は、総務省の通知に基づきまして、26年度から町自らがかけた、非常にこれは重要な計画です。ほんで、町長も日頃から、やっぱり町の財政を将来どうするのかというのは非常に懸念であるということで、庁舎等についても取りかかっておられるわけですから、今の回答では、要するに、まだ検討してないと、こういうような状況で、果たして、町自らつくりました、本当にこの計画の2022年ですから、最終段階に来ているような状態で、そういう足踏みをしているような状態でもよいのか。これは、非常に私はおかしいと思えます。ですから、検討していないというものにつきましてはその理由と、いつ頃までにするのか、それについてお尋ねします。

○議長（伊谷正昭君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 各施設の検討、未検討ということで

ございますが、確かに施設によりましては関係団体等との協議等も必要になったりとか、施設利用者の方、施設利用がある施設もあろうかと思えます。推進室といたしましては、今後各担当課と協議を進めながら、その検討に当たっての課題を解決等図りながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 西澤君。

○4番（西澤桂一君） こんなことで時間潰してしまうのはかなわんですけれど、要するに、今の状況というのは、この計画自体は各担当課が先ほど方針の中で2番目に申しましたね、こういう方針でやっていくということがきちりと書いていると。ほんで、当然その施設の所管部が、要するに主体となって事業を推進していくということですから、そこがしっかりとやっていかなあかん話でして、推進室だけがどうこうという話ではないんです。ほんで、本日も、本来であれば各推進、ごめんなさい。担当の課長から、今うちはどうなんだということを報告してもらうのが本来の答弁だろうと思えます。これはコロナの関係でまとめて室長が答弁されているんだろうなというように理解していますけども、やはりそのところはしっかりと各担当のほうがこの計画に対して責任感を持って対処しているかどうか、いやこれはもう推進室の話やと、そういうような傾向があるんじゃないかと。そういうようなことであれば、この計画というのは進まないんです。ほんで、そういう計画の中で、庁舎等あるいは警部交番も、そういうようなものだけは、これはもっとこの課題の中でいくと2026年までにせえというやつを引っ張り出してきて、先やっているわけですよ。そんだけの熱意があるんでしたら、もっと本来決めたこの計画をしっかりとやっていくと、その上でそういうことをやっていくというのであれば、十分に私ども理解できます。けども、肝腎のところを何もやらないで、これからだ、まだこの検討がまだだと。

ほんで、特にこの中で思いますのは、例えば、秦荘の消防センター、愛知川の消防センター、これは集約化、旧の秦荘幼稚園、ふれ愛スポーツ公園管理棟は除却、文化財資料室は売却と、こういう結論がもうこの計画の中で出てきているんですよ。ほんで、しかもこれは部外関係者も全然関係ありません、今言いました施設は。内部で進めようなら幾らでも進められる話です。そこまでまだできていない、未検討と、こんなばかな話ではないです。ここについてどう考えているのかお尋ねします。

○議長（伊谷正昭君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 施設利用者等の影響がない施設等についてでございますが、個別計画で示されている方向への検討が進んでいないものについて、例えば、旧の秦荘幼稚園や文化財資料室がございます。これらの施設内には文化財保護法による保存が求められている埋蔵文化財や永久保存の書籍など多数の資料を保管しています。こうした非常に多くの貴重な資料をまとめる場所と管理・保存する作業所も必要なことから、除却や売却に至っておりません。先ほども申し上げましたが、推進室といたしましては、各課の担当課と今後も協議を進める中で課題解決等を図って方向性を示していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 要するに、文化財の資料室どうのこうの、そこにたくさんあるからとか、そんなのは言い訳なんです。この計画をつくる段階でこういう事情がありますよということは、当然たたき台としては言っているわけです。それを踏まえてこういう計画を立てているんでしょう。これを今さら取り出してきて、こういうことだからというようなこの場逃れの答弁をされましても、これはちょっとおかしい。やっぱりもっと真摯に、この計画を自分がつくった。しかもこれで非常に大事な、町長も日頃から言うておられるように、この町の財政を将来どうしていくのかという非常に切実な、その切実感が全くないのと違いますか。もっとしっかりとこの計画どおりやっぱり進めてもらわな僕はあかんと思います、それは。

それで、今は室長が矢面に立っておられますのでちょっと気の毒なんですけども、本当は各課長にしっかりとこれを聞いてほしいと思ったんです。そのことで、押し問答になりますので、ちょっと町長にお尋ねをしたいと思います。

私は、今年3月の補正予算の特別委員会で、このことについて町長にお尋ねしましたよね。すると、町長のほうからは、担当課において実施計画を進めているので、計画に沿って進めていきますよと、こういうような、全ての施設が順調に進んでいるというような印象を私は受けたんですけども、今、実態を聞いておりますと、逆にほとんどの施設について、しかも、すぐにでも手をつけられるような施設まで何にもしてないと。これではやっぱり、私らは初めて今ここで分かった。ほんで、町長の答弁ではもう全体に進んでいるなということで受け止めていましたから、これではちょっとやっぱり町長も実態をしっかりと把握をして言っていたかかないと、非常に我々とし

ましては、どこをじゃあ信じて話していけばいいのかということになっていきますので、その上、そういうことをぜひお願いした上でお尋ねをするんですけども、今いろいろ担当のほうから話ありましたけども、この個別施設計画、これ、計画どおりに進めていかれないんですか。それとも、進めようとしておられるんですか。そここのところをお尋ねします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 大変高い関心がこの集約等々に関して西澤議員にお持ちいただいております、課題を共有いただいているということは本当にありがたいということにも存じます。スケジュールどおりにというところで今おっしゃっていただいておりますんですけども、以前に御質問いただいているものに沿って、この部分、答弁させていただくところ、もっとございます。

町が保有する多くの公共施設の在り方に関しては、その取扱いが具体になっていけばなるほど、議員も御認識をいただいておりますとおり、関係各所との調整を含め、業務ボリュームは相当なものになってまいります。このため、本年4月の構造改革により設置をいたしました公共施設最適配置推進室を要に、個別施設計画に基づく公共施設の集約等の具体化を着実に実行していきたいというふうに考えております。今ほど久保川室長も答弁を申し上げておりました、やっこの4月からそこを担当専任をしていくという部局を立ち上げていくことができました。ゆえに、今年度、なかなか、実は昨年度以前もそれぞれ個別施設計画に記してございます方針にのっとり、団体との協議を進めていっていた部分もでございます。例えば国スポというところもございましたけれども、この武道場、武道館であったりということも、スポーツ団体さんとの協議をさせていただいた中において、やはり今しばらく、しばししっかりと活用していきたいという強いお声、御意見があったということもございます。また、旧のつくし保育園の売却ということも、先様のほうも何と理事会のほうでそのことも承認ということが得られそうだというような先様の状況もございます。そういう点におきましては、一つ一つ先様との、この方針は当町で固めたものではございますけれども、先様が言うてくだされば言うてくださるほどより具体化をしていくに際してその課題を、一つ一つハードルを乗り越えていくということにおいて、この計画に沿いながらも進めていくに際しては、いろんな調整事項が出ているなというところでもございました数年でございます。それがゆえに、今ほど申し上げましたように、この室をしつ

かり要として、各課によりこの事業、推進をしていこうということで進めていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） ありがとうございます。今、町長おっしゃいましたように、要するに関係者がたくさんいるわけです。ほんで、そういう人たちにやはりしっかりと協議をしていく、理解を求めていく、議会にも報告をする、これもここが一番最初に申し上げました方針の中に書かれている一番大事なことです。当然そこに関係者との話合いとか時間がかかるわけです。そうすれば、2022年までにやろうということであれば、もっと早い段階から、これは関係者との話をしていくか何とかしていかな。これから関係者と話をしていくというようなのでしたら、これもゴールというのは全く見えないようなことになってくるわけなんです。ほんで、そのところを、やっぱり今取り上げましたこの施設の中には幼稚園とか歴史文化博物館とか、愛知川武道館とか体育館、非常にこれ、関係者が多いと。ほんで、ここらはしっかりとやっぱり意見を聞かないと、庁舎問題でもどうなんやということで非常に大きな課題になりましたけども、もっとこれは、今度は庁舎以上に町民の生活に直接関係する施設ですから、多くの意見あるいは不満等も出てくると思うんですよ。ほんで、それだけにしっかりとしたことをやっていかないと、時間をかけて。それに、2022年に向けて、今2021年でしょう。もうあと1年余りでこんなのはできるんかと。そこを一番危惧しているんです。そのところはやっぱり町長、しっかりと今までの経験を生かしてやっぱりやっていっていただきたいというには思います。

ほんで、それとお尋ねしたいのはもう1点です。この中に結論じみた、今、室長のほうからの回答がありました。要するに、文化財の数量把握を実施しました。こういうのは質問に対する回答ではないんです。こんなものは事務処理の話です。ほんで、そのところはやっぱり町長、しっかりと回答も、今、推進室がやっていることでどうなのかという中身もしっかりと一応確認をして、やっぱり対応をしていただきたいというように思っております。

ほんで、すいません、もう1点お尋ねしたいんですけども、この前、庁舎等の、施設の次に子育ての支援系、社会教育系、スポーツレクリエーション系の15施設に次は取り組んでいきますよと、こういうような私の一般質問、これは9月、12月にしているんですけども、に重要な回答をいただいております。ほんで、この計画との、

今申し上げていますこの施設個別計画との2022年までにやっていくよという、その関係はどのように進めていかれるのか。要するに、今申し上げましたこの施設の中にも、例えば幼稚園とかつくし保育園とかがありますし、15施設の中で上げておられる中にもこの施設名は上がっておりますので、そこはどのような方針で、いつからやっていかれるのか。その2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今おっしゃっていただきました、まず、庁舎等を含めます第1弾として9つの施設を実施をするということで進めてまいっていましたが、その次に第2弾ということで、15の施設につきまして、教育関係ということで15の施設を第2弾として予定をしておりました。これにつきましては、第1弾目の行政関係の9つの施設の進捗に応じて、ある程度その進捗がおおむね固まれば、進んでいけば、今度第2弾として教育関係施設の15施設のほうに取りかかろうということで考えておったのですが、現在のところ、さきの行政関係の9施設について、先般ちょっと補正のほうを見送りをさせていただいたところでもありまして、こちらのほうを先に進めていきたいというふうには考えております。ただ、教育関係の第2弾のほうで15施設の中には、今ほど議員のおっしゃられましたように、今回の個別施設計画のほうで2022年までの方向性を示させていただいている中に一部入っている施設もございます。それにつきましては、そちらの各原課の関係団体との協議等も踏まえまして、今後の進捗につきまして把握した上で、教育関係の15施設の協議の中のほうに入れさせていただくか、もしくはもうその方向性等が定まって計画等を立てられるというところまでたどり着きましたら、そちらのほうは別途進めていければというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） ぜひともスピード感を持って進めていただくようお願いしまして、次の質問に移ります。

町長にお尋ねをいたします。これらの施設を一度に取り扱おうとすれば、予算的にも実務上も非常に大きな負担になると思います。現実的なやり方として全体的な実行計画をつくる必要があると思いますが、やはり具体性を持って進めるということが大事だろうと思っておりますので、この点につきましてどう考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。先ほど答弁させていただいたものと重複してまいることとなりますけれども、やはり関係各所との調整、この辺り、本当に業務ボリュームが大きいものになってまいりますので、先ほど答弁させていただきました公共施設最適配置推進室を要としながら各課としっかりとこの計画を進めていく必要があるというように考えております。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問です。

当然、これを進めていく中では必要経費というのは発生してまいります。私は、やはりこれは当初予算に上げるべきものであるというように思っておりますけれども、来年度、こういった施設の中で当初予算に上げるようなものがあるのか。あるいは、仮に多くの、何点も施設があるとすれば毎年度やっぱり取り組んでいくということになると思いますが、どの程度は予算的には可能と考えておられるのか。施設数でも結構ですから、その点をお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 個別計画に掲げました方向性に基づき、各施設の所管課が検討を行い、その内容や実施時期など詳細が固まった段階で順次予算措置を行っていくこととなっております。検討を進める要所要所におきまして議会に御報告をさせていただきます。なお、現時点におきまして、次年度具体的に予算措置を行う可能性がある施設については、先ほどの御質問において公共施設最適配置推進室長が答弁をいたしました旧つくし保育園でございます。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） ただいま答弁いただきましたことについて再質問をしたいと思います。

1点は、旧つくし保育園というようなことです。これは売却ですからそれほど経費は変わらないと。そうなりますと、この前、臨時議会を開いてということで、庁舎等というようなことでお話が、失礼しました。要するに補正予算をとということになりましたけれども、これを取り下げられましたので、この分がそうすると来年度は上がってくると考えていてよろしいのでしょうか。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど御質問いただきました件でございますけれども、住民の皆様にも御報告をしていく必要があったというところで、過日、広報のほうにも入れさせていただいておりますけれども、様々に町執行部とともに、議会とともに一丸となって取り組んでいく必要がある大事な案件でもございます。そういう点におきましては、いつのタイミング、来年のどのところではなくて、いろんな部分の環境が整ったあかつきにということで捉えております。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問のほうに移らせていただきます。

この個別施設計画には含まれておりませんが、この議会でも度々質問等も入っておりますが、秦荘庁舎の東側の駐車場、これもやはりこの計画に併せて対象として考えるべきではないかと、私はこのように考えております。やはり特別委員会等でも、多額の借上げ、201万1,000円という金額が出ているわけです。ほんで、その都度ハーティーセンターの催物のときの駐車場やごみの収集などに必要である、あるいは検討すると、こういうような先延ばしの答弁がされているんですけれども、秦荘庁舎の在り方を検討するというのであれば、やはりこの問題も併せて解決すべきであると、こういうように思いますので、その点をお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 秦荘庁舎の東側駐車場につきましては、現況を調査し、検討をいたしました。その結果につきまして経営戦略課長より回答をさせていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） まず、現況を申し上げますと、ハーティーセンター秦荘を活用したイベント等により秦荘庁舎東側駐車場を利用する必要が生じた回数を調べました。新型コロナウイルスの影響もありまして、令和2年度は事業を縮小しておりますので、令和元年度までの過去3年間を申しますと、平成29年度の1年間で35回、平成30年度で47回、令和元年度で41回となっております。また、秦荘中学校で開催される入学式、卒業式、体育大会、文化祭、奉仕作業などの保護者が参加される各種行事についても、東側駐車場を年間15回程度利用されている現状がございます。これらのことから東側駐車場の利用頻度は高く、その代わりとなるスペースもないことから、現下の状況においては今後も引き続き必要と考えております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問いたしますけども、賃貸契約内容はどういうような内容になっているのかお尋ねします。

○議長（伊谷正昭君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 契約内容でございますけれども、平成6年に地権者と町が近隣の賃貸契約を参考に協議をして決定をしております。契約内容につきましては5年ごとに見直しを行っておりまして、今回は令和7年3月となっております。以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） そうしますと、先ほど申し上げましたように、秦荘庁舎が要するに総合支所というようなことになると、やっぱりハーティーセンターでいろいろ使っているよというようなことで回数等もお調べいただいたということなんですけれども、やっぱりハーティーセンターでどれほど、回数はもう全体の回数でしたからちょっと分からないんですけども、ハーティーセンターというのはほとんどが夜間なんですよ、催物をやっておられるのが。ですから、このときには役場の駐車場を使ってみたり、あるいは、物によっては中学校の一部を警備員を立てても使ったほうが僕は効率的にやっていけるのかなというように、こういうふうに思ったりもします。ほんで、そういうような、物があるから使ってというんじゃなくて、もう少し節約をした中で物事を進めていこうかと、そうしたときにはこれは要らないんじゃないかと、秦荘庁舎が要するに支所になれば、ここのところはやっぱり再検討する必要があるのではないか。そのくらいのやっぱり考え方を示してほしかったんです。ほんで、5年ごとで7年ですから、今年の3月に契約を更新されたということですよ。ほんで、今までに何回も質問があった中で、こういう状況をしっかりと要するに報告、議会のほうにも言わないで、契約だけを更新をされているというところにはいささかやはり私は不信感を覚えます。やっぱり大きく、先ほどからの繰り返しになりますけど、財政をしっかりとやっというのであれば、こういうものは再検討すべきなんです。ほんで、今の答弁でも、これは必要ですから、これだけ使ってるからこれだけ必要なやという答弁なんですけども、やっぱりこれは、せめて次の更新、契約の更新までには再検討すると言わないものはやっぱりどうかやっている、あるものを、要す

るにだだっ広く使うんじゃなくて、何とか縮小していつてでも経費を見いだしていこうと、こういう姿勢がないと、部分部分では締めて部分部分では風呂敷を広げているような結果のように私は受け止めるんですけども、やっぱり締めるなら締めるでしつかりと全体を締めていく、こういう考え方が要ると思います。その点、どうお考えかお尋ねします。

○議長（伊谷正昭君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 議員おっしゃるとおりでございます。このハーティーセンターの活用の部分につきましては、ハーティーセンターの駐車場自体が、前面ですけれども、基本的に135台程度の駐車スペースとなっておりますので、中ホール、大ホールでのイベントについてはその程度の規模のイベントがあった場合の回数ということになってございます。

先ほど、町の職員とか中学校の職員も駐車場を利用しておりますし、あと、図書館のイベント、保健センターでの健診とかそういった部分については今回の回数には含めておりませんので、そういったものを含めると、さらに利用頻度のほうが高くなるというふうに思っているところです。

それと、庁舎の集約について同時に考えていく必要があるのではないかという部分でございますけれども、スペース的な部分でございます。例えば秦荘庁舎を、今、計画はしておりませんが、今後除却とする予定であれば、そういったスペースを活用するというのも可能でございますけれども、現段階ではそういった計画がございませんので、今の現在のところにおきましては先ほど回答させていただいたとおりの考え方になるのかなというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） では、次の課題についてお尋ねします。新型コロナに関しましてお尋ねしてまいります。時間がありませんので前段は省略させていただきまして、即質問に入ります。

担当課長にお尋ねをいたします。感染防止、感染拡大防止のため、予防接種、感染予防の呼びかけ、イベントの中止以外にどのような取組を現在、町としてはされているのかお尋ねをいたします。

○議長（伊谷正昭君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 町といたしましては、現在、感染防止に向け

た取組として、ホームページや防災無線での各種情報の周知、広報車での啓発等を実施しているほか、会議やイベント等を実施する際は新型コロナウイルス感染症予防のためのイベント等の開催基準に基づき、感染症対策をしっかりと講じた上で開催することとしております。

また、このほかの取組といたしまして、滋賀県が琵琶湖岸の公園駐車場を4月29日から当面の間閉鎖していることから、当町といたしましても、火気使用が一部可能な御幸公園については多くの来訪者が懸念されるため、県と同様、当面の間閉鎖することとしております。さらに、湖東保健医療圏域としてPCR検査及び抗原検査を実施できる医療機関の確保に努めているほか、滋賀県と共同で取り組んでおります生活支援事業に基づき、自宅療養者や濃厚接触者、要援護者の方に対する生活支援等を個別に実施しているところでございます。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問です。

感染者の実態を把握することは当然のことですけれども、町内の感染者数は5月末現在何名で、年代別、重症、軽症、中等症、ほんで宿泊施設の入所、自宅待機、この状況はどのようになっているのか、また死亡者は出ているのかお尋ねをいたします。

○議長（伊谷正昭君） ぐらし安全環境課長。

○ぐらし安全環境課長（水谷徹也君） 当町における5月末現在の感染者数については、陽性者累計51名、現在陽性者数2名のうち現在入院者数1名で、重症者、中等症者はなく、軽症者1名、宿泊療養施設1名、自宅療養者なし、退院48名、死亡1名となります。累計年代別では、10代10名、20代9名、30代6名、40代6名、50代13名、60代1名、70代3名、80代以上3名となります。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 今の御回答をいただきますと、やっぱり愛荘町でも若い人の比重が非常に多いなど、こんな思いがいたします。そこで、1名が死亡されていたということでちょっと驚きなんですけれども、この方は医療機関に収容されていた、それとも自宅療養中にお亡くなりになられた、どちらなのかお尋ねします。

○議長（伊谷正昭君） ぐらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） その点につきましては情報を入手しておりませんので、今のところは現在把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 新型インフルエンザ等における国、県、町の役割分担において、生活支援は住民に一番近い市町村が主となって担当することになっております。新型インフルエンザ等発生時の要援護者の把握、食料品、生活必需品等の確保、配分はできているのかどうなのか、お尋ねをいたします。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えいたします。

当町におきましては、平成27年に作成しました愛荘町新型インフルエンザ等対策行動計画において推進体制及び役割分担を定めており、要配慮者への支援についても、各発生段階に応じた対応を定めております。要配慮者としては、独り暮らしで、介護や介助等がなければ日常生活が困難な高齢者や障害のある方、並びに要配慮者として認められる実情を有し、支援を希望される方が対象となり、災害時の要支援者と同等と考えております。新型コロナウイルス等感染症患者等で、親族等の支援が受けられず、孤立し生活に支障を来す方については、保健所や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、情報の共有を図るとともに、状況に応じた支援を行う体制を取っております。

御質問の食料品や生活必需品につきましては、災害時の備蓄品等を提供できる体制を整えております。また、県においても、陽性者や濃厚接触者が自宅療養や自宅待機をされる場合には食料支援を実施されており、町はその配達業務において協力を行うこととしております。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 今の回答に対しまして再質問したいんですけども、支援内容、いろいろとありました。ほんで、実際に町で現在やっております配達業務等に協力することということですけども、どのような実態になっているのかお尋ねをいたします。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 現在まで配達等の実績はございません。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） そうしますと、要するに、愛荘町においては、死亡者は1名ありましたが、それほど重症者はいない、こういうことで受け取ってよろしいんですね。

それでは、次の質問に移ります。

感染予防として、3密を避ける、マスクの着用、手洗いの励行を呼びかけることは基本中の基本であります。期間も長引き、厭世気分にあたりマンネリ化しており、予防を徹底するために次のことを周知してはどうなのかというように考えます。

1つは、感染者数は公表されておりますが、感染原因や経路の周知はされていません。どこでどのようにして感染したのかという情報は、予防措置を講じる上で有効であると思っております。感染者やその家族の人権が尊重され、偏見や差別が生じないように個人情報の取扱いには十分注意しながら事例を選別し、差し支えないものや統計的なものについては公表してはどうかと、こういうように思っております。

2つ目は、変異株は非常に重症化しやすいと言われております。想定以上の速さで進行している、医療は崩壊に直面していることから、感染すれば高熱、呼吸困難、人工呼吸器のために気管挿管も必要になることなど、本人はもとより家族も大変になることや医療従事者の大変さ、受入れ病院がないなど、医療現場の実態を周知することも、大いに予防の面では効果があると思えます。

3つ目は、生活上のきめ細かい啓蒙、指導は市町が主体的に取り組む分野であると思えます。例えば、外であれば大丈夫、マスクをしておれば心配ないという思い込み、対面で大声での会話はしない、食事中であっても極力会話は避ける、マスクは不織布が有効、ドアや他人が触れたものに触れれば消毒をするなど、無意識な行動に対しての啓蒙、指導が当初に比べると少なくなっているというように思っています。また、変異株により若い人の感染者が増大しており、年代別の実態を周知するなど、若い人の関心を高める工夫も必要であると思えますので、このことについてお尋ねいたします。

○議長（伊谷正昭君） 暮らし安全課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 感染症の流行を防止するに当たっては、各個人それぞれが感染予防に向けた取組を実施することが何よりも重要でございます。このため、町においては、これまでから感染拡大しやすい3つの密を避けることや、手

洗い、咳エチケット、定期的な換気など日常的に実施できる感染予防対策について、広報誌や防災無線、ホームページ等を用いて啓発を行ってきたところでございます。現在も緊急事態宣言が発令されるなど予断を許さない状況が継続していることから、議員御指摘の点も踏まえつつ、住民の皆様が感染予防への意識を継続できるよう、効果的な情報発信に努めてまいります。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移ります。ワクチン接種は町民に安全安心を与えるものとして非常に期待を皆さんしておられます。確実な接種につなげるためにも、きめ細かな取組が求められていると思います。

そこでお尋ねするわけですが、1つは、4月19日から予約受付が始まり、5月10日から接種が開始されました。医療従事者の皆さんには大変御苦勞をかけているわけですが、当町の5月末の対象者数は何人で、予約者は何%ですか。

○議長（伊谷正昭君） ワクチン接種推進室長。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 5月末時点における接種対象者は約5,000名でございまして、5月末時点における、集団接種における予約人数につきましては約4,300名で、割合にいたしまして約86%の方が予約をいただいている状況でございます。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 接種を希望者に対して行うということですが、町としての接種の目標はあるんですか。あれば、何人で何%という数値を掲げているのかお尋ねをいたします。

○議長（伊谷正昭君） ワクチン接種推進室長。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 町としては、希望する高齢者全員が受けられる体制を組むこととしておるため、固まった目標値はございませんが、現時点において一般的に集団免疫と言われるようなものを獲得できる割合の高齢者は予約をしているというふうに認識をいたしております。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 今の答弁に対しましてちょっとお尋ねするんですけども、私

はやっぱり愛荘町が安全安心、これを確保するためにもやっぱりこの接種というのはしっかりとやっぱり対応していかなきゃならないと、こういうように思っています。ほんで、本来でしたらやっぱり町としては100%を目指すべきだ。けども、いろいろ持病を持っているとか希望を達したとかということがありますから、そういうものを仮に考えるとしましても、町としてのやっぱり目的は持っているべきではないかと思いますので、その点、お考えをお尋ねします。

○議長（伊谷正昭君） ワクチン接種推進室長。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 町としては、先ほど申し上げておりますとおり、希望する方全員が受けられる体制を組むことが重要というふうに考えております。

また、議員お尋ねの具体的な数値目標というところでございますけれども、なかなかそれぞれの御事情等であるとかワクチンに対する思いというのが様々あるということも認識をしているところでございまして、そういった点も加味しつつ、なかなか固まった接種目標、例えばじゃあもう既に86%の方が予約している中で、町として8割が目標ですと言ったときに、じゃあもうそれ以上しなくていいのかというと、必ずしもそういうわけではございませんし、なかなかある程度の目標値を定めてしまますと、その後の対応が、仮にその目標を達成できたらもう何もしなくていいんだということにもちょっとなりかねないのかなという形も思いますし、例えばワクチン接種を言われている方がいらっしやって、それで町として、例えば8割が目標ですと言ったところで、現在86%を予約していますといった場合に、じゃあもう私、受けなくていいんじゃないかというような形になることも我々としては防ぎたいというふうに考えておりますので、町としてはあくまで可能な限り多くの方に受けていただく体制を組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 先ほどの質問の中でよく対象者は5,000人と、ほんで予約は4,000人ということでしたから、1,000人の方がまだ要するに予約を入れていないというような状況です。ほんで、やっぱり1,000人というと非常に大きい数字になってきますから、やっぱりそれぞれの原因を把握した上で、やっぱり個別に対応していく必要があるのではないかと。このことは先日の全員協議会でも指摘されておりましたけども、やはりどういう事情を考えておられるのかと、そういうことを

しっかりととらまえて、予約の仕方が分からないとか、なかなかつながらないとか、そういうことも声が大きく出ておりますから、そういうような部分についてもやはり対応していく必要があると思っております。

ほんで、そこらのことにつきまして、やっぱり例えば多賀町なんかですと、各字ごとに日付を設定いたしまして、集団でこの字は何月の何日何時に来てくださいよと、ほんで一緒に皆さん連れてきてくださいよというやり方をやっておられますし、昨日もNHKのテレビで放送しておりましたけども、米原市は予約を入れた各集落に補助金を出す。ほんで、1人予約を取ってもらったら200円を、そしてから連れてきていただいたら1,000円の補助金を出す。こういうようなことを報道がありました。そういうことをしてまでしっかりと取り組んでいく。ほんで、今の政策監の御答弁ですと、希望者は言うてきなさい。ほんで言うてこない人はそこまでは踏み込みませんよというのではやっぱりもうひとつ、町というのは国や県と違いまして本当に住民の身近な政策を実行するところですから、そのぐらいの考え方が私は必要であろうと思っておりますので、その点を確認させていただきます。

○議長（伊谷正昭君） ワクチン接種推進室長。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） まず、ちょっと先ほど西澤議員のほうから予約人数4,000人ということでしたが、正確には4,300人で86%でございますので、その点御了承いただければ幸いです。なお、700人の方がまだ予約されていないというところでございますが、この4,300人という数値には既に実施しました、町内の介護施設に入所されている方でございますとか、町外の介護施設に入所されている方、また入院されている方等は含まれておらない数でございますので、実態面といたしましてその4,300プラスアルファというところで既に接種を受けている方も100人単位で存在をしているというところでございます。

その上で、予約を入れていない方に対するアプローチというところでございますが、まだ予約を入れていない高齢者の方に対しては、5月25日に個別に通知を送付し、接種勧奨を行いましたほか、介護支援専門員等にそれぞれが担当している高齢者等の状況を聞き取ることをお願いするとともに、また、地域の民生委員に対し、1人で御予約できない方等、個別支援が必要な方に対して支援を行っていただくよう依頼を行うなど、一人でも多くの方にワクチン接種をいただけるよう努めているところでござ

います。

また、加えまして、特別な移動支援が必要な方等もいらっしゃるかと思いますので、こういった方については、町の社会福祉協議会から車椅子対応が可能な車ですとか、介護支援としてヘルパー等の派遣ができる体制を構築をしているところがございます。様々なアプローチを通じて一人でも多くの方が受けられる体制を構築をしているところがございます。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） ぜひともきめ細かな対応というところでもよろしく願いいたします。

それで、その上で1点お尋ねするんですが、接種が開始されてから20日以上がたちますけども、反省点とか改善点があれば、どのようなものがあつたのかお尋ねします。

○議長（伊谷正昭君） 推進室長。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 5月10日から接種が始まりまして、私もちょっと会場のほうに入らせていただいたりしましたがけれども、やはり最初の頃はどうしても、それぞれスタッフも初めての試みですので不慣れなところも幾つかあって、どこかしらが混雑をしてしまうということも事象としてはございましたし、また、特に5月31日、今週の月曜日からは、5月10日以降に1回目を接種した方の2回目の接種と、5月31日以降にまた1回目の接種を行う方の、要するに2回目の接種を行う人と1回目の接種を行う人がダブルで来ることが5月31日より常態化をしております、その分1回に来る人数のほうが単純計算で倍になっているところがございます。31日当初はやはり今まで3週間やってきたものよりかはやっぱり人が単純に増えていますので、その時点で多少、やっぱりお並びいただくというところはあつたんですけれども、その後、火曜日以降は若干オペレーション等を改善して、滞留は若干はあるものの、今はスムーズに流れるようになってきたのかなというふうには考えているところがございます。ちょっと現時点におきまして非常に何か混乱が起きているというところはなく、今後淡々と6月、7月と接種に向けて事務をこなしていきたいというふうには考えているところがございます。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） ありがとうございます。私が今まで聞いています中で、やっ

ぱり車椅子等で見えました方が、時間が予定の時間じゃないから、まだ密になりますから外で待ってくださいと、ほんで、寒いのに外に待ってたら風邪ひくがな、こういうような声とか、これから夏になりますとやっぱり予定時間よりもちょっと早く年寄りですから来ますと、どうしても要するに外で待っていてくださいと、こういうような対応というのは、やっぱりそこに不安を持っているわけです。時間どおりにとというのはなかなか年寄りのことですから行きにくいということがありますから、その対応をしっかりとやっぱりやっていただきたいということを申し上げておきまして、次の質問に移ります。

町長にお尋ねします。国のほうでは7月末までに接種を完了するよとということ言っておりますが、当町は見込みがあるのかどうかお尋ねします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 65歳以上の高齢者のワクチン接種については、必要となるワクチンの国からの供給にめどが立ったこと、また、医師、看護師の御協力を得られる体制が整ったことから、7月末までに2回の接種を完了できる予定です。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問ですが、国は次の段階としまして、6月中にめどがつけば、高齢者接種に続いてそのほかの方の接種を始めるとということ言っておりますが、当町の計画はどうなのかお尋ねします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 基礎疾患のある方、また64歳以下の接種については、高齢者接種が終了次第、進めていく予定にしています。具体的な対応については、供給されるワクチンの種類、具体的なスケジュール、供給形態等について確認、調整を実施しているところであり、方向性が固まり次第、お知らせをしてみたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 最後に町長にもう1問お尋ねします。

宣言の前段階となるまん延防止等重点措置に指定されると、知事の判断で対象地域、対象業種が決まります。この対象となった場合、町内の社会経済活動や人々の行動は大幅に抑制されることとなります。危機管理として、日頃から最悪の事態を想定した対応が求められる。一方、町民の協力を得るには、具体的な指示や説明が必要であると思います。このことについて町長はどのように考えておられるのかお尋ねをいたし

ます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 現在、近隣府県で緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置が実施されており、滋賀県においても予断を許さない状況は継続していると認識をしております。本町としても常に危機感を持ちながら情報の収集に努めるとともに、感染の拡大に伴い緊急事態宣言等が発令された際は、県と連携しつつ必要な感染対策等を講じてまいる所存です。また、その際には住民の皆様の御協力が必要不可欠となることから、そのためにも小まめな情報発信を心がけてまいります。

○4番（西澤桂一君） これで終わります。

○議長（伊谷正昭君） ここで暫時休憩をいたします。10時30分まで。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時30分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

◇ 澤田源宏君

○議長（伊谷正昭君） 1番、澤田源宏君。

○1番（澤田源宏君） 1番、澤田です。愛荘町の東部地域の将来ビジョンについて、一括方式で質問させていただきます。

以前にも質問いたしましたが、湖東三山インターを町では東の玄関と位置づけているが、あまりはやっているとは言えない三山館があるだけで、あとは水田が広がっているだけの状態である。

そこで、みらい創生課というもっともらしい課があるので、そこに企業誘致など東部地域の開発の部署を立ち上げ、三山館から竹原集落の東側の旧梨園までぐらいの大規模な開発計画を5年くらいかけて行うべきと考える。今後のことを行政は真剣に考えなければ、若者の流出は止まらず、高齢化によって農業も立ち行かなくなると考えられる。東部地域を将来的にどう考えているのか、町の見解を示していただきたい。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 町東部地域に関しましては、自然環境や田園風景の豊かさなどを有しており、人々の消費や関心がモノからコトへと変化している今日、農村が有する多面的機能を本町ならではの有力な資源として捉えることが可能であると考えて

おります。

具体的には、全国的に農村の人口減少や高齢化が進む一方で、農村に注目する若者の増加など、田園回帰意識の高まりを背景に、地域特性に応じた農業生産基盤の整備に加え、地域振興の観点を踏まえた個性あるまちづくりを実現していくことも考えられます。東部地域、特に当該地域の皆様が水や緑、健やかな空気、空間含めた豊かな自然環境や居心地のよさを大切に、価値を置かれていることも理解をしております。地域の皆様が我が事として豊かな自然と暮らしとともにどのような地域を主体的に、また参画をし、形づくっていきたいとお考えになるのかという観点も織り交ぜながら、町としては箱物を誘致するというかつての企業誘致の形態だけではなく、町東部のエリアが有する資源や自然を最大限生かした施策の実現を図るほか、それを下支えする道路環境等の整備を行ってまいりたいと考えております。

○議長（伊谷正昭君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） 理想的な、100%の回答をいただきましたけど、私は、部署の立ち上げが難しいと、なんか回答にも出ていないんですけど、愛荘町は人口が増えていると言いますが、町の中部地域や西部地域の住宅街が増えているのが現状で、それに引き換え東部地域は、今、手を打たなければ限界集落になるところが増えると考えております。若者の流出により伝統的な文化、祭りなどの継承もできなくなるおそれが現実的になろうとしております。

そこで、東部地域を考える検討委員会を立ち上げていただきたい。コンサルに依頼するよりも経費は安く済むので、ぜひつくるべきだと考えます。そこで、町長の考えをお聞きします。私は検討委員会を立ち上げると言っていたくまでこの質問を繰り返します。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 澤田議員が今ほどお話をいただきました課題意識という部分、私も共感するところが大変ございます。先ほど御答弁を申し上げましたとおりでもございますけれども、地域の未来を考えるためには、自主的に住民が集い、自らが地域の魅力と課題を議論することがまずは必要であるというふうに考えております。そのような取組も踏まえながら、町としても種々の施策や環境整備等を行ってまいりたいと存じます。

○議長（伊谷正昭君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） 最後にしますけど、東部地域の住民が検討委員会を立ち上げると言ったら、町もそれに賛同されるという意見でいいんですか。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。今ほど澤田議員がおっしゃっていた部分がまさにポイントであるというようにも存じます。地域の皆さんが私たちの暮らすこの地域をどのようにしていこうということを主体的に考えて議論を深めていただいているところに、もちろん町は共に歩ませていただきたいというふうに思いますので、大変、そういう部分も含めて、地域のリーダーとして澤田議員がいてくださると、ぜひ様々な部分、議論を御一緒に深めさせていただければというように存じます。ありがとうございます。

○議長（伊谷正昭君） 澤田君。

○1番（澤田源宏君） よろしく願いして、一般質問を終わります。

◇ 森野 隆君

○議長（伊谷正昭君） 次、3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 3番、森野 隆です。本日は、総合計画とみらい創生戦略の位置づけ、そこから第2次総合計画と第2期みらい創生戦略に見る観光振興について藤塚政策担当のほうに質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

藤塚政策監に質問させていただくのは、今日が最初で最後のように思います。質問というより教えていただくという気持ちで質問させていただきます。町は今年度、今まで農林商工課内にあった観光物産推進室を商工観光課と新たに課を設置されました。観光行政を前面に出した組織を作成されました。今年度の観光振興の思いが込められた組織であり、観光振興に金看板を出していただいたと感謝申し上げます。もちろんのことですが、このコロナ禍ですのでなかなか動きにくい点は多々あると思いますが、暗いトンネルの向こうには必ずや光があることを信じ、今だからやれる観光振興、今から考えていかないといけない観光施策をしっかりと考えていかなければならないと私も思っております。

そこで、この愛荘町を船で例えるなら、先に設けられた第2次総合計画や第2期みらい創生戦略はその船の航海図であり、羅針盤と考えております。今回、改めて第2

次総合計画と第2期みらい創生戦略を読み直しました。

施策については第2次総合計画と第2期みらい創生戦略、いずれもネットワーク化、回遊性・周遊ルート、また観光協会などの連携強化・体制整備、観光ボランティアの育成を掲げておられます。

また、指標に目を転じますと、総合計画には施策指標となっているものの、みらい創生戦略にはKPI指標が明記されています。同様の内容があるかと思えば違う言い回しにもなったりして、ごちゃ混ぜ感になっている感は否めません。この総合計画とみらい創生戦略は果たして同じものなのか、それとも違うところがあるのか。はたまた、第2次総合計画が基本計画でこれが上位計画、また、第2期みらい創生戦略が実行計画なのか、それとも同じ性質のものかお尋ねいたします。

そしてもう1点、観光入込客数について質問いたします。昨年度、2020年度は総合計画の4年目、みらい創生戦略の2年目に当たりますが、実績をお伺いします。また、達成の可能性はいかがでしょうか。そして、みらい創生会議における検証結果をお教えいただきたいと思えます。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 御質問いただきまして最初の御質問ということでしたけれども、今まで種々全員協議会等で様々御質問いただいておりますので、私としては特に最初という感じはしないんですけども、お答え申し上げます。

最初の総合計画とみらい創生戦略の関係性でございますが、まず、第2次総合計画につきましては、本町が目指すべきまちの姿を示すとともに、その実現に向けたまちづくりの方向性ですとか主な指針等を定めたものでございます。位置づけといたしましては、本町の行政運営の基本指針となるとともに、全ての他の計画の最上位に位置づけられる計画でございます。

一方で、御質問いただいております第2期のみらい創生戦略に関してございますが、これは総合計画に掲げた重点戦略プロジェクトの実効性を担保するためのアクションプランとして位置づけているものでございまして、また、特に人口減少対策でございますとか、地方創生の観点から本町が取り組むべき重点施策を設定させていただいたものでございます。そのため、総合計画とみらい創生戦略とは上下の関係に当たるところでございまして、総合計画は上でみらい創生戦略が下という関係でございまして、

町としては総合計画の実現のための重点施策としてみらい創生戦略に記載してある事業を進めておるところでございます。

次に、観光入込客数に関する御質問をいただきました。速報値でございますが、令和2年1月から12月における観光入込客数につきましては23万6,000人となっております。これは、前年比で約40%減となった数値でございます。原因としては、もちろん新型コロナウイルス感染症の影響による観光全体が縮小したこと、また、同時に観光イベント等が中止を余儀なくされたことによって観光客数が減少したということが主な要因というふうに考えております。

町の観光入込客数について、第2期みらい創生戦略におきましては、目標値を令和6年において44万6,000人とさせていただいているところでございますが、今般まだ続いておりますコロナの影響をよく注視していく必要があるというふうに認識しておるところでございます。

ただ、町といたしましても、漫然と事態を眺めるだけではなくて、目標達成に向けて種々の取組をしているところでございます。例えば昨年度でございますと、コロナの交付金を活用いたしまして駅前のトイレ改修ですとか、あとは案内看板の設置、更新など観光の基盤整備を実施したほか、宿泊と体験を連携させた取組ですとか、今年度からは体験型のふるさと納税の開始をいたしました。また、昨年度から町内の観光周遊ルートの制定普及に取り組むこととしているなど、コロナの終息を見据えた取組を行っておるところでございます。

これらの取組に関しまして、みらい創生会議においても御報告、御議論いただいているところでございますが、会議の場でも委員のほうからは、やはりコロナ禍というイレギュラーなこともございますので、やはり長期的な視点を持って事業展開をしていったほうがいいんじゃないかというお言葉もいただいているところでございますので、そういった点も踏まえつつ、観光まちづくりを着実に前に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 第2次愛荘町総合計画と第2期愛荘町みらい創生戦略、この2冊、観光というようなキーワードでページを開けてみますと、総合計画のほうは86、87ページに載っております。また、みらい創生戦略のほうは、これは26、27ページに載っております。非常に、政策監が今ほど答弁されましたけれども、上

位計画は総合計画であって、実効性を伴うものは創生戦略であるというようなお答えだったと思うんですけども、それにしても、それにしても、お互い読んでいきますと、よく似た、もう全く一緒と言わざるを得ない文言が続いておるわけなんです。それを一々やるんじやなしに、まあ強いて言うなら、第2期みらい創生戦略のほうにですが、具体的ということで、歴史、文化、産業などを学ぶ講座やツアーの開始という非常に具体的なことは書いております。このほかは先ほども申しましたようにネットワーク化であったり、回遊性の向上であったり、周遊ルートの開発であったり、体制の整備であったり、ボランティアの育成であったり、全く総合計画とみらい創生戦略が一緒のようなことが書いています。何が言いたいのかといえば、そのように第2期みらい創生戦略のほうがより実効性のあるものであるのであれば、具体的なことがあまり載っていないと、非常に創生戦略は曖昧な言葉が多いように思われます。そういったことを感想として再質問をさせていただきます。

観光入込客数の目標値を見ていますと、総合計画では2022年度46万人とありますが、みらい創生戦略では2024年度は44万6,000人と下方修正されています。その理由をお教えてください。もちろんコロナ禍でとおっしゃりたいとは思いますが、ただ、この下方修正された時期、2020年3月は、まだ新型コロナウイルスの知識や感染拡大の予想すら把握できていない時期だったと思います。現状値、基準値から目標値に至る6年間の年平均伸び率を見ると、前者の約3.2%に対して後者は約1.6%と半減をしております。策定期間に18か月の差、前者は2018年9月、後者は2020年3月であることは十分承知はしておりますが、この間、どのような変化があつて下方修正されたのか、お教えいただきたいと思っております。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

まず、みらい創生戦略と総合計画の記述の差というところでございますが、先ほど申し上げましたとおり上下の関係にある計画でございますので、基本的には同方向の施策としても同じ方向を向いていくこととなりますので、逆にその下位計画に当たるものが全く総合計画の趣旨を反映しないものであると、それはそれで計画体系としてどうなんだというところもございまして、また、実態面を申し上げますと、やはりこの地方創生の戦略自体は、当町でも種々地方創生推進交付金を活用した事業を行って

おりますけれども、この交付金の交付の前提となる条件としてその計画策定ということが含まれておるところでございます、この計画の中に地方創生でやろうとしている施策がある程度位置づけられることということも1つの条件となっているところでございますので、ある種、若干総花的に広く構える必要があるということは御理解いただきたいというふうに考えております。

お尋ねいただきました観光入込客数の目標値でございますが、確かに総合計画とみらい創生戦略とで数値に差異があるところがございます。この点につきまして、まず第2次愛荘町総合計画、これを策定いたしました平成30年度でございますが、この時期はちょうど愛知川ふれあい本陣の開館でございますとか、団体のバスツアーがちょうど非常に増加をしてきた時期であったということ、また、非常に滋賀県内で県下全域での観光キャンペーンを組んでいたということもありまして、ちょうど本町の観光入込客数がピークを迎えた年であったところがございます。ですので、このペースで増えていくだろうという見込みもあったところ、15%増の目標値設定としたというふうに聞いておるところでございます。その後、みらい創生戦略及び同時期に策定いたしました観光物産振興計画、これを策定いたしました令和元年度につきましては、今申し上げましたような上昇要因が一定程度落ち着きつつあったこと、また、そういった大型キャンペーンがあまりその当時はなかったということですので、ちょうどその頃は天候不順等もございましたので、観光入込客数がどちらかというところ横ばい、若干減少のトレンドにちょっと突入しているのではないかとこのところもございましたので、現状値から10%の目標に下方修正をすることとしたものでございます。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 今の時期、政策監もおられない時期もあったということを理解しております。

次ですけれども、総合計画では広域観光の推進を掲げておられますが、みらい創生戦略にはこの広域観光というのが見えません。具体的な取組状況と成果を、またその阻害要因と併せてお教えいただきたいと思っております。これは、観光庁の広域観光周遊ルート形成計画や関西広域連合などの美の伝統を持ち出すまでもなく、最近では広域観光の時代だと言われております。

まずは東近江市、とりわけ五箇荘、豊郷、高宮、彦根、また米原、長浜、高島と広

域観光に取り組むべきではないでしょうか。その点もお聞きします。

そしてもう1つ、これまでの観光施策には地元の収益や雇用をもたらすという経済の視点が抜け落ちているのではないかと思います。お考えをお教えてください。といいますのも、昔は中山道に宿場町のにぎわいがあったとか、祇園祭の花火の夜は中山道に人があふれていたなど思い出を語られますが、当時には中山道沿いに医療品店さん、また和菓子屋さん、瀬戸物屋さんなどお店が営業されていて、それぞれにもうけがあったことに触れていません。観光入込客数が増えても愛荘町のお店にお金が落ちる仕組みがなければ、持続可能性は期待できないと思います。地元で収益をもたらさないにぎわいは幻想でしかないかと思います。この点、政策監、いかがお考えでしょうか。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 先ほどの答弁とちよつと繰り返しになるところもございますが、みらい創生戦略自体は総合計画の重点プロジェクトの実効性を担保するためのアクションプランとして位置づけておる一方、広域観光の推進それ自体については、総合計画において重点戦略プロジェクトとしてではなく分野別計画の1つとして位置づけておるため、みらい創生戦略には記載はしておらないところでございます。

一方、我々といたしましても、道路交通網の整備ですとか公共交通ネットワークの整備等によりまして、観光客の行動範囲というのは非常に広がりを見せていることから、広域で観光連携をしていくという視点は非常に重要であるというふうに考えております。特に、1つのテーマ性ですとかストーリー性を持って各観光拠点をつないでいくことで広域での誘客促進につながるものと考えているところでございます。広域連携一つ取ってみましても種々取組がございまして、例えば手近なところでいいますと湖東圏域、特に湖東三山を核とした連携事業に旧来から取り組んでおるところでございまして、いわゆるピワイチプラスの推進ですとか、地域食材を生かした着地型体験企画を実施をしているところでございます。また、湖東三山館の連携におきましては、特に紅葉期においてシャトルバスの運行ですとかプロモーション活動に取り組んでおるところでございます。

このほかにも、2年前より新たな広域連携の取組として、東近江市、近江八幡市及び愛荘町の2市1町で共通のテーマに基づいた着地型ツアーの開催ですとか、個人周

遊型の企画の実施に取り組んでいるところでございます。また、観光協会のほうにおきましても、複数の観光協会と連携して、例えば昨年ですと戦国をテーマにしたですとか、あとはひなまつりをテーマにしたですとか、様々な連携企画を実施をいただいているというふうに承知をしておるところでございます。やはり広域連携をしていく中で、もともと、例えば近江八幡市しか行く気がなかった方とかが愛荘町のことを認知していただくですとか、そういった点も期待できますので、今後も広域連携については取組を進めていきたいというふうに考えております。

その次いただいております、いわゆる稼ぐ観光の視点というところでございますが、これ自体はなかなか広域連携の推進と若干背離する部分もあるというふうには考えておりまして、広域連携で例えば1日で3つの自治体を回るような観光プランを組まれた際に、どうしても愛荘町で滞在する時間が短くなってしまって、どうしてもお金が落ちづらいという状況も生じやすいのかなというふうに考えておりまして、やはりなかなか広域連携推進と経済の稼ぐ観光の推進というのは若干のバランスを取りつつやっていく必要がまずあるというふうには考えております。

やはり着任以来認識しております町における観光の課題といたしましては、やはり観光地としてあるスポットは種々あるものの、その観光施設のにぎわいが観光施設のみにとどまっている、いわゆるにぎわいが一時的であるとか局所的になってしまっていて、じゃあ例えばある観光スポットに行った後に、その次の町内のところに行こうということではなくて、そこだけ行って愛荘町の観光は終わりみたいな形のものが多くなってしまっているのかなというふうに考えておりまして、要するにそれによって長時間愛荘町内に滞在して、それに伴って消費を行ってもらおうという状況が必ずしもなっていないのではないかとこのように考えておるところでございます。

そういった問題意識のもと、本町におきましては、既存の観光施設の施設間の連携を深めていくことが非常に重要であろうというふうに考えておりまして、昨年度におきましては町内観光周遊ルートを開発を委託したほか、本年度はその啓発に取り組むこととしております。例えば昨年度ですと、ゆめまちテラスえちにおいて実施する麻織物の体験とふれあい本陣における宿泊をセットにした商品の開発等を実施いたしまして、実際、2泊3日の麻織物体験で、実際ふれあい本陣に、その体験に参加した方の結構な割合が宿泊をいただいて、また、夜も町内でお食事等していただいたというところもございまして、そういった取組をして今後も深めてまいりたいと。やはり今

後も観光客の方が長時間町に滞在し、まちの魅力に多く触れていただき、またそれに応じて町内で消費をしてもらうというよい循環をつくっていくことが必要でございます。先ほど来申し上げております体験型であるとか交流型の要素を取り入れた観光商品の開発、また観光資源投資のネットワーク化、あとそれを支えるインフラ整備等によって町に訪れた方に長く滞在してもらう仕組みづくりに向けた取組を継続してまいりますというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） ありがとうございます。政策監のほうからいろんなキーワードが出たと思います。本当にコロナ禍というイレギュラーなときではございますが、やっぱりしっかり稼ぐ観光であるとか、滞在してもらう観光というようなことだと思います。また、それには施設間の連携が必要だというようなことで、そこでやっぱり大事になってくるのが商工観光課、今年立ち上げられました、その課の動きだと思いますので、商工観光課長には非常に期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

稼ぐ観光というか、そういうなのにも含まれるわけなんですけれども、ここは次の再質問へ行かせていただきますけれども、観光振興にこだわらず、ここは大きなまちづくりの観点からの質問でございます。地域資源を生かしたまちづくりのために何に焦点を当てるべきかお教えいただきたいと思います。

例えば、農業の第6次産業化と近江の麻を組み合わせる地域内経済の活性化を目指すのか、観光を中心として稼ぐのか、それとも福祉のまちを目指すのか、その戦略が見えないと思いますが、いかがでしょうか。私もいろいろと考え巡らせてはいますけれども、限られた地域資源で二兎も三兎も追うことは無理があるのではないかなと思いますけれども、その点いかがお考えでしょうか。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） ちょうど思い起こすと2年前の9月議会でございますけれども、最初の議会の一般質問でも御答弁をさせていただいたというふうに記憶をしておりますけれども、愛荘町の着任の感想ということでたしか御質問をいただいたかなというふうに記憶をしているんですけれども、その際にも、特に本町は立地の面でございますとか、また議員お尋ねの地域資源という面でも今後の発展に向けた余地を有しているというふうな御答弁をさせていた

いただいたかというふうに記憶をしております、現在においてもその考えは変わっていないというところでございます。

具体的に申し上げますと、地域資源の活用という観点で申し上げれば、例えば金剛輪寺、近江上布、びん細工手まり、山芋、地酒などといった観光文化資源、また県内の他市町と比べても重厚な若年層という人口的な資源、加えてスマートインター、名神高速に加えまして今後整備が予定されておる神郷彦根線でございますとか愛知川右岸道路、またさらには国道8号バイパス等の交通資源など、種々活用可能な資源が存在しているというふうに考えております。地域の魅力を高め、持続可能なまちとしていくためにも、議員お尋ねのようにどこか1つの点にだけ焦点を当てるというアプローチではなくて、むしろこれらの資源をどう有機的に連携させていくかということが大事かなというふうに考えております。それがひいては町としての総合力を高めていくことが重要であるというふうに考えております。

議員から二兎も三兎もという御趣旨の御発言がございましたけれども、やはりなかなか現代社会というのは非常に価値が多元化しております、例えば、ある人がすごくいいと思うものが別の人にとっては必ずしもそうではないという場面も非常に多いです、なかなか万人が納得するような資源というのがあるかという、必ずしもないんだろうなというふうに考えております。やはり何が逆に言えば当たるか分からないというような状況は、それは多分企業においてもそうでしょうし、行政においてもそうだと考えておるところでございます、やはり個人的には二兎も三兎も追っていないと一兎も捕まえないのではないかなというふうには考えておまして、やはり非常にいろいろ資源があるのですから、それをうまく有効的に活用していく、これがやっぱり将来的な近道かなというふうには考えているところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 3番。森野君。

○3番（森野 隆君） ありがとうございます。例えは悪いかもしれませんが、本当に下手な何とか数打ちや当たるといようなことで、やはり数打って、そしたらいただきたいと思っております。そして、やっぱり連携というのが非常に大切だなという思いがしております。その連携を生み出すのは何かといたら、コミュニケーションなんです。やはりコミュニケーションをいかにしていくか、いろんな諸団体とのコミュニケーション、また我々議会とのコミュニケーション、また住民さんとのコミュニケーション、このコミュニケーションというのが昨今問題になっているいろんな諸

問題でもこのコミュニケーションというのが非常に大きなポイント、キーワードになっているのではないかと、今お聞きして改めて思った次第でございます。

次の質問に行かせていただきます。

総合計画やみらい創生戦略などの計画策定には、コンサルタント、コンサルの利用は必要だと私も考えますが、その際、コンサル利用の際、留意すべき点は何かお聞きしたいと思います。大切なのは、コンサル任せにするのではなく、コンサルを使いこなす職員のスキルアップ、能力向上であると思います。聞くところによりますと、第2期総合戦略などではグラフの間違いがあつたとも聞いております。そんなことを思いますと、コンサル丸投げと言わざるを得ないというような厳しい言葉も言わざるを得ないんですけれども、その点、政策監、コンサルについてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） まず現在、町においてはいろいろ政策分野がございます中で、様々計画を策定をしているところでございます。これらについてはもちろん町独自でつくるものもございますが、基本的にはやはり法律、条例、また各省庁の通達等で作成が義務づけられているものですか、あとは先ほどもみらい創生戦略のところでも申し上げましたとおり、補助金の申請をするに当たって計画策定が前提となっているものなど、そういった半ば義務化されているものが大層を占めているところでございまして、大体その数は約50くらいに上るのかなというふうに考えておるところでございます。また、基本的にこれらの計画につきましては、おおむね、大体5年程度で見直すこととされていることが多く、単純に計算すると1年で約10にわたる計画を見直したまたは策定する必要が町役場においては生じておるところでございます。計画策定に当たってはそういった各所掌の現状の通常業務をしながら、裏づけとなる数値の調査ですとか各種アンケートの実施等を行う必要がありまして、これらの補助的な業務についてはコンサルティング会社を実施を依頼するケースが多くあるというふうには認識はしております。

ただ一方、計画全体をどうしていくのかという点であつたりとか、その政策分野についてどういった方向性で町として進んでいくんだというような、まさに計画の肝となるところの業務については、当然、町として方向性を定めていかなければいけないというふうに考えておりますし、そのためには各職員においてしっかりと中身を検討

して、業務補助を行っているコンサルティング会社に明確な指示を行う必要があるというふうに考えております。やはりそのためには、どれだけ各所管所管の職員が日々政策分野に係る情報収集を行っているかですとか、他市町、他県等で先進事例がないかといった研究が必要不可欠であるというふうには認識しております。実際、ずっと私も役所入ってからずっと言われているところございまして、部下にも役場規程、職員のほうにも伝えているところであるんですけども、やはり自分が担当している業務、これについては、やはり愛荘町役場であれば、町役場の中で、町役場の中でとか愛荘町の中で自分が担当している業務については町の中で一番詳しくなきやいけないと。それはその担当になったら、それは当然の責務なんだから、着任して一月だとかそういうのはあまり言い訳にならないですよというような伝えておるところございまして、実際自分もそう言われて育ったところもあるものですから、やはりそういう意識を常に持って、自分がプロとしてしっかりと情報収集であるとか政策に関する理解を深めていくということが、それは大前提として必要だというふうに考えております。

特にコンサル業者との関係でございますが、従前申し上げているとおり、全て任せられるのではなくて、町が主体であること、換言すれば、担当している自分自身こそが主体であることということを強く認識することが重要であるというふうに考えておりました。今後とも意識の醸成であるとかスキルアップについて取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 私もコンサルは必要悪だとは考えておりません。コンサルは必要であると思っております。

ここに、2021年5月15日に発行されました週刊東洋経済というコピーの切り抜きを今日持ってまいりました。これは何かといいますと、コンサルの賢い選び方という特集が載っておりましたのでコピーしてまいりました。その中、いろいろ書いているんですけども、コンサルの上手な使い方の6条ということでいろいろあるんですけども、最後の6条目に、過度に頼るのは愚かであるが、全く活用しないのも愚かであるというようなことも書いておられます。また、コンサルでやたらと横文字や専門用語を連発するコンサルにも注意が必要である。理解できなければしつこく質問しよう。本当に有能なコンサルであれば、平易な言葉で分かりやすく説明できるはず

だというような、これは雑誌の切り抜きですけれども、そのようなことも書いております。もちろん、最後のほうに、もちろん丸投げをしたり、任せっ放しにするとカモにされ、不当に高い報酬を請求されたりすることもあるから注意をせよというようにあります。前も私、コンサルについては何回か質問はずっとしておりました。その都度、いやいや丸投げなんかしていませんというような言葉を職員さんのほうからいただいておりますけれども、本当に丸投げしないで、今、政策監もおっしゃったようにしっかりと自分で考えて、そしてコンサルを利用してやるんだというような思いでやらないと、本当にここに書いておりますカモにされますので、これも言っているのかどうか知らんけど、町名と人口と町の面積を変えただけで、どこか違うところのをして「はい、できました」というようなことで、「ああ、ええのができましたな」というようなことが決してないように、高い報酬を払っているんですから、その点、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、ウオーカブルタウン構想についてお聞きします。この質問は、さきの3月議会において村田議員からも御質問がございましたので、できる限り重ならないように質問いたします。

最近のウオーカブル構想は、どちらかという、観光というよりは空き家対策にウエートを置いた発言が多いと感じております。もちろん空き家対策も大切なことですので進めていただかなくてはなりません、ここでお聞きしたいのは、町内何か所かに発信機を置き、人流、これ人流というのは広辞苑にまだ載ってないらしいですね。まあこれはいいか、それは。人流を調査するというような思いがあったと思いますが、その御報告をお聞きしたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 企画・産業政策監。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） お尋ねのWi-Fi パケットセンサー等を用いた人の流れ、人流を測る事業でございますが、これにつきましては、昨年度よりウオーカブルタウン創造事業の一環といたしまして、町内に来る来訪者ですとか歩行者等の動きを調査して、今後、観光施策ですとか、あと道路整備等のいろいろな事業を推進していく上で、事前にどういう効果があるのかであるとか、人の動きがどういったものがあるのかということデータをデータ化していくことで有効な施策を展開してまいりたいということを目的にしたものでございます。現在、町内の11か所に、スマートフォンですとか、あと車の車載しているカーナビ等から発

信される信号を測定できるセンサーを設置をしているところでございまして、歩行者及び車の流動の計測を行っておるところでございします。

例えば、これで何が分かるかというところなんですけれども、じゃあ実際、例えば湖東三山館あいしょうに車が何台来たであるとか、人が何人来たであるとか、その人とか車の滞在時間がどれくらいであったであるとか、じゃあその湖東三山館を出た後に、じゃあ町内にほかに置いてあるセンサーのところに移動したかどうか、例えば湖東三山館あいしょうからゆめまちテラスのほうに移動したなとか、そういった施設間の移動の前後関係が分かるものになっております。これは先ほど観光のところでも申し上げましたが、やはり施設間の連携を図っていく必要があるというところを申し上げたところでございまして、実際に今後、観光のルートとかを具体的に考えていく上で、現時点において施設の間の連携がどれくらいされているのか、また今後、観光周遊ルートを作成して、その周遊どおりに実際人が回ってくれたのかといった効果の検証等にも使っていけるのかなというふうには考えておりますし、例えばこの施設とこの施設の間は非常に歩行者が多いねということが分かった上で、歩道があまりないということであれば今後の道路整備に結びつく可能性もございしますし、そういったところを念頭に置いているところでございします。

具体的な成果というところではございしますが、昨年度測定した結果、特に昨年の9月でございしますが、湖東三山館あいしょうを来訪した方は、その前後にゆめまちテラスであるとかやさいの里あいしょう館に多く訪れていることが分かったというところではございしますし、また、意外とやさいの里あいしょう館のほうには結構町外からの移動が、来られる方が想像以上に、当初よりは多いというところが分かっているというところではございします。逆に、11月の紅葉シーズンにおいてはほとんど金剛輪寺だけ、金剛輪寺と湖東三山館の間の移動にとどまっていまして、金剛輪寺に来られた方がじゃあ実際、町内を回られているかという、必ずしもそうではないという実態が改めて浮き彫りになったところでございします。

この測定につきましては、今後長期的にある程度測定していくことによってトレンドが分かるところもございしますので、本年度及び次年度と継続して計測をして、今後の施策に活用していきたいというふうには考えておりますし、また、今後、その分析の結果やデータにつきましては、センサーの設置に御協力いただいている事業者ですとか、あるいは不動産とか銀行等も含めた一般の方の利用もできるようにオープンデー

タ化できないかということについて、今現在、委託先と協議を進めておるところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） このウオーカブルタウン構想、人流のデータを取ることが決して目的ではないと思います。あくまでもこれは手段であって、そのデータをどう生かすか、これが今後の一番の目標だと思いますので、そこら辺をしっかりと目標に向かって推進して行っていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。この2年間、議会においても藤塚政策監の理路整然とした分かりやすい落ち着いた答弁に何度も接して、少しでも近づけるように努力しなければならぬと思っておりました。どうか本省に帰任されましたなら、今後は国家のために御活躍くださいますように、そして、たまにはこの愛荘町のことも思い出してくださいますようお願い申し上げまして、2年間という短い期間、どうなるかちょっと分からないですけど、まだお聞きしておりませんが、2年間という短い期間ではありましたが、本当にありがとうございました。これで一般質問を終わります。

◇ 村西作雄君

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 2番、村西作雄です。私は3問の質問をさせていただきます。

1つ目は庁舎統合計画に係る補正予算取下げについて、2つ目は設計委託業務とその後の工事施工実績に関して、3つ目は高齢者に係る新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

まず1問目、庁舎等統合計画に係る補正予算取下げについて質問をいたします。町長は、4月23日の議会全員協議会で、27日に臨時議会を招集し、庁舎統合に係るもろもろの費用、総額8億3,700万円余の補正予算を提出する旨の説明がありました。

そもそも補正予算とは、当初予算の編成後、予期できなかった制度の改正、事情の変更や公共工事費の配分決定によるものが通常で、約1か月前に議決した令和3年度の一般会計総額の1割近い大型増額補正は、当初本予算を軽視するかのごとく、その補正理念にそぐわず、頭から年度当初予算に計上し、十分審議を尽くすべきだと私は

考えていました。また、補正予算総額も町民に説明した7億円とは1億582万円増え、旧愛知川警部交番の土地建物について、土地開発基金からの買戻し費用を追加で計上したとの説明でありました。

しかしながら、27日の臨時議会当日の開会前、突如8億余の補正予算を取り下げの旨の町長発言がありました。その理由として、今年度の庁舎統合工事について、現在、議会の賛同が得られていないこと、あわせ、これらの施策は委員と町が一体となって進めるべきとのことで上程を断念したとのことでありました。私は今回の対応は賢明な判断であったと考えております。

そこで、町長にお尋ねします。今回提案された予算は来年度当初予算に計上し、その間、今年度いっぱい秦荘庁舎の具体の有効活用や、私が課題としている交番跡地の駐車場整備に係る人の動線や他用途での活用など整理、再検討すべきと思いますが、町長はいつの時点で再提案しようとしておられるのかお答えください。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 庁舎等公共施設の最適配置については、これまで2度にわたる検討委員会等での議論やパブリックコメントを行ってまいりました。また、コロナ禍の中、住民説明会に代わる資料全戸配布と意見募集を行い、その内容については町ホームページや広報あいしょう等で情報周知に努めてまいりました。さらにこの間、町議会議員の皆様とも真摯に議論を重ねてまいったところです。合併した全ての市町にとって庁舎の集約は難しいテーマであり、様々な御意見をいただく中で、去る4月27日の令和3年第1回臨時会に提案を予定しておりました補正予算は、熟慮の上、見送りをさせていただいたところでもあります。本件については、議会の大きな賛同を得て、町議会と町行政とが一丸となって取り組んでいかなければならない課題でありますことから、現時点では具体的な再提案の時期は未定としております。

○議長（伊谷正昭君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時28分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊谷正昭君） すいません。2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 2月から3月にかけての公共施設最適配置のパブリックコメ

ントであります。68人234件ということで、いろんな意見をいただきました。実質、1件に複数の意見もあり、具体の意見としては300件を超えるのではないかなというふうに思っております。それだけ町民の関心度も高いものでありました。この中で、庁舎統合から公民館除却までの3か年計画について、賛成と意思表示されているのが234件中僅か14件、6パーセントでありました。多くの方が町の集約ありきの考え方に異論を唱えておられると私は感じました。また、町の回答もペーパーでの回答、問答のため、十分な意図がお互いに伝わらず、質問者にとっては論点外しとの思いをされた方も多にお聞きします。幸いなことに事業はまだ動いておりません。コロナが落ち着いた秋にも直接町民に丁寧な今の計画を説明し、理解を求める説明会をする気はないか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほども、先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、様々この状況が整った暁に、これは改めまして議会とともに町行政が一丸となって進んでいくものであるというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 私は、秋にもう一度町民に説明会をして、顔を見た中での町の計画を町民とともに話し合う、説明する、そういう場を設ける考えはないかというふうに聞いているんです。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今回のことでございますけれども、特に秋にそのような計画をしているということはありません。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 説明会をする気はないというようなことでありますけれども、今回の一連の3か年計画、パブコメの回答に、3年度上半期をめぐりに関係団体としっかり調整協議するというふうにお答えいただいています。いつからどういう手法で行うのでしょうか。改修事業が今、中断しているので、その協議、関係機関との団体との協議調整もしないのか、併せて並行して進んでいって、関係団体の皆さんに理解をしてもらおうというそういう方法であるのか、パブコメの回答についての考え方を聞きさせていただきます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） パブコメということでございますけれども、パブコメにはそれぞれ、当町といたしまして各課にももちろん照会をしておりますし、また方針ののっとったものということで、しっかりとそれぞれに回答を作成をし、それはまた議会にも事前に報告をした上で、これを住民の皆様にも知っていただくということでお戻しをしているものでございます。

また、各団体様等々ということでございますけれども、各団体様には私も直接お出合いをさせていただきまして、町の方針ということに御了解をいただいているというものでございます。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 次に、秦荘庁舎の具体の有効活用であります。3月議会で、私は簡易郵便局の誘致や介護用品支援センターや防災資機材センターの設置を、西澤議員からは町内医師の高齢化に対応した町立診療所をとの提案がありました。町は2階をテレワークスペースとして整備し、コロナ対策として町内で京阪神に勤務している人の利用を想定しているとのことでありますが、今後、16歳以上へのコロナワクチン接種が段階的に進んでいく中で、実質、そのニーズがどれだけあるのか全く見込めず、私は懐疑的な見方をしています。また、民間活用スペースとされている2階ゾーンも今回の改修費用には含まず、今後、民間利用を促すとのことで、当初計画の2階の防災倉庫から民活に化粧直ししただけの具体のその利活用が全く見えず、小手先の言い換えとしか私には映りません。いろんな方々の意見を聞き、もっと時間をかけて有効活用を考えるべきと考えますが、再度、他の利活用も並行して模索する考えはないか町長にお尋ねします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） さきにも答弁をいたしましたとおり、今日まで議論を重ねた上で、去る4月23日の全員協議会で町の方針を御報告させていただいたところであり、改めて意見募集等を実施することは考えておりません。現実的で実現可能性の高い、よいアイデアの御提案等がございましたら、ぜひお教えをいただければと思います。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西君。

今の答弁で、実現可能性のよいアイデアがあったら言ってくださいというようなことでありましたけれども、そのことからすると、テレワークとか2階の教育委員会が

いるゾーンについて、企業の貸出しというふうに今なっていますけれども、それを変えることも可能というふうに認識しましたが、そのようなことでよろしいでしょうか。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 先ほども答弁をさせていただいておりますけれども、様々な議論を重ねた上でこの方針ということを決めております。そういう点におきまして、この方針はしっかりとこれに基づき整備なり進めていくというところには変わりはないというふうに存じますが、一方、村西議員がこれはというような、先様も含めてその実現性が高いというものがおありだということであれば、そういうアイデアということはお聞かせをいただければと存じます。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西君。

私だけの意見でそれを聞くということではなくて、この答弁からすると、実現可能性のあるええアイデアが出たらそれも聞いていきますよという、これは町民に対しての答弁でいいんですね。確認しておきます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 何度もお答えさせていただいておりますけれども、方針としてはこのような方針で取り組んでいくべきであろうというような考えでございます。ただ、時間の経過等々とともに様々な部分、変わってくる要素というのはもしかしたらあるかも知れません。とともに、その時点においては「ほほう、これはさすがに素晴らしい」と、町内の皆さんにとっても、また先様、実施運営主体にとってもこれは持続可能性があるというようなことの情報なり具体、現実的な案ということがあるのであれば、それを検討しないということは一般論としてはないなというふうに存じます。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西君。

私は、テレワークの整備ですけれども、さっきも一般質問で言いましたけれども、これだけコロナのワクチンが進んでいったら、もうテレワークということも必要ないのではないかなという思いも持っているんです。せつかく整備してもそれが無駄になる、使われないということになりはしないかなというふうに思っているんです。そういったこともかけて、秋に住民と直接対峙して、しっかりと町の考え、そして状況も変わってきている、コロナのことも含めて町民からも意見を聞く説明会をしたらどうかと言っているんですよ。それについていかがでしょうか。

- 議長（伊谷正昭君） 町長。
- 町長（有村国知君） 先ほど答弁をさせていただきましたとおりでございます。
- 議長（伊谷正昭君） 2番、村西君。
- 2番（村西作雄君） 次に、交番跡地への駐車場整備計画についても、私は問題があると思っています。

交番跡地への駐車場整備は約170台分のことですが、職員以外に一部50台程度は来庁者用に使うとの説明があり、出入口も町道愛知川栗田線、市役場線にそれぞれ1か所ずつ設けるとのことでした。この駐車場から庁舎ゾーンへの職員移動は、今でも朝夕、職員は急カーブから約10メートル先にある出入口の、横断歩道がない町道市役場線を横切っているのが常です。この駐車場から町道を隔てた、今回増築予定の保健センター機能を有する新築施設に健診に行くため赤子を抱えた母親の利用を想定するとき、町道の横断はあまりにも危険過ぎます。行政がそんな整備を公費ですること自体、論外だと私は思います。交差点でない土地から土地への横断歩道新設は、数十メートル先の自転車店交差点に横断歩道がある中で、特例として児童生徒の通学路以外、県公安委員会の許可は難しく、横断歩道がない道路横断は来庁者や職員を毎日危険にさらすこととなります。現計画で進める場合、町道市役場線への横断歩道新設が必須と考えますが、その許可見込みと、見込みがない場合、車で来庁する全ての駐車場利用者が横断歩道のある道路を横断する動線への計画変更を、加えてこの1等地の他用途での活用も検討すべきと考えますが、町長の考えを伺っておきます。

- 議長（伊谷正昭君） 町長。
- 町長（有村国知君） 駐車場として整備した旧愛知川警部交番跡地を利用する来庁者が役場庁舎や保健センターへ移動する際には、町道市役場線を横断していただく必要がございます。議員の御質問にもありましたとおり、現状、横断歩道が数十メートル先の愛知川栗田線との交差点にあることから、新たに横断歩道を設けることは難しいものと認識をしています。しかしながら、急カーブという道路形状でもあり、来庁者が道路を横断される際の追加の安全対策は必要と考えております。このため、例えば道路の路面上にハンプと呼ばれる凸状の部分を設置することで通過車両の減速を促し、歩行者等の安全な通行を確保するなどの対策が有効ではないかと考えており、検討してまいりたいと存じます。

また、交番跡地を駐車場以外の他用途で活用検討することについて、現時点で現行

変更は考えておりません。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 今の答弁ですと、横断歩道のない道路を毎日職員やら来庁者が横断する、それでも構わない、そういう工事をそのままやろうとされているということになると思うんですけど、役場がそんな危ない整備を公費ですること自体、僕はおかしいというふうに思っているんです。町長、毎日のことですよ。毎日のことを、凸凹だけ道つけて、職員やら来庁者がそこを横断歩道ないけど渡ってと言うんですか、これ。そのように解釈してよろしいですか。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） そのように解釈してよろしいですかというような極論でおっしゃっているようでございますけれども、先ほど答弁をさせていただきましたように、この追加の安全対策は必要というふうに考えております。このハンプというのは大変効果があるというものでございます。この安全対策というようなことをしっかりと検討をしてみたいというように存じております。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 一番の理想は、警察官舎が今、空いてますけど、そこを購入して取り壊して、町道を付け替えて現交番跡地を庁舎と同一敷地にすればより安全になると思いますが、これにはまた多額の費用が要る。そういうことは十分承知しております。現在の計画で後戻りを最小限にするとすれば、保健センター機能を有する増築棟を交番跡地に持ってきて、ここに研修に来る人が他に移動することなくここで完結する動線とすべきだと思います。もう1つは、職員には大変使い勝手悪いですが、やっぱり出入口は市役場線には設けずに、愛知川栗田線だけにして、そこから出入りするということにしないと、これ、本当に事故が起こってからでは遅過ぎます。急カーブがあって、そこで凸凹の道するさかいに、そこを横断する、そんなことはできないと思いますけれども、私が言いました、今の増築棟を警部交番跡地に持ってきて、そこで健診する人がそこで完結する動線、そういったものの考えはできないでしょうか。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど前提としておっしゃっていらっしゃいます警察の官舎ということでございますけれども、これはあくまで先様のあることでございますので、

現状におきましてその過程ということにおいてこのような方針、このような計画ということは申し上げにくいのではなかろうかと存じます。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 4月27日臨時会での8億余の庁舎整備に係る補正予算、私は当初予算で計上すべき交番跡地の駐車場の問題点、秦荘庁舎の利活用の再検討、庁舎統合と併せた高齢者、障害者のための外出支援サービスの構築、そのほか、コロナ禍の今、コロナ対策に集中すべき、秋には住民説明会を開き、町の考えを住民に直接話すべきとの思いがあり、反対をしようと思っていました。当日は執行部と議会とが大一番の相撲が取れることを楽しみにしておりました。しかし、町長はガチンコ勝負の前に自ら、当たるまでに手をついてしまったんです。今回の補正取下げは、町民からは、私ら議員に対し、愛荘町にも議会制民主主義は生きていたんだという賛助の声とともに、町長は自分が正しいと信念を持たれているならなぜ取り下げる、正々堂々と採決すべきではなかったのかとの声も多く聞きます。今、まさに二元代表制が形式的なものから実態あるものとして機能した実感を持っております。

町広報5月20日発行号に、庁舎等公共施設の取組に係る報告が町長メッセージとして挟んでありました。自分が正しいことをやろうと思ったのに、議会の抵抗があったとも言わんばかりの内容と私は感じました。多くの町民からも、議会も町長からそこまで言われるのかとの声が聞いています。そうじゃないんです。急ぐがあまり、現計画には大きな問題点があり、さらに一本化に持っていくプロセスに課題があると私は感じています。そのことに全く触れず、議員はまちの未来をどう考え取り組もうとされているのかとの論調は、町長が言う二元代表制での議会のチェック機能をも否定しかねない言い回しであったと私は感じました。公共施設の最適配置という山の登山道は幾つもあります。私も登山しないとは言っていません。現在の計画を再度見直し、秋には住民との対話説明会を実施し、町長のリーダーシップを発揮する中で洞察力をより高め、多くの町民の理解の上での計画実行を求めたいと思いますが、再度総括した町長の思いをお聞かせください。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 総括というところも特にはございませんけれども、村西議員が楽しみにしていたということでおっしゃっていたその場面がなかったということは、そうであったんじゃないですかね。特に村西議員の感想ということで拝聴をさせてい

ただいております。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） それでは時間もありませんので、2点目に移ります。設計委託業務とその後の工事施工実績に関連しての質問です。

建築物や道水路の新設改修、並びに建築物移転補償工事の施工に当たっては、事前に庁内で十分議論し、必要な設計業務を予算化の上、業者発注をし、成果品を受けた後、これら工事に係る施工予算を確認した上で設計業務を委託した当該年度か翌年度、もしくは財源の都合でどうしても翌年度計上が難しい場合、最悪翌々年度に計上し、町が必要として設計業務を発注した業務はその設計費用を無駄にすることなく施工されているのが通常であると考えています。また、例外的に、財政的に単年から複数年度での施工が難しい場合、5年、6年計画での施工があるのも承知しています。

しかしながら、平成30年度の東部防災センター新築工事の設計委託業務は町長の就任翌年度で、自らの責任で発注者として入札執行し、170万円余でラポール秦荘けんこうプールの駐車場に建築すべく実施設計を終えられています。この実施設計から3年を迎える現在、防災センター、防災倉庫は、庁舎等最適の町の方針により秦荘庁舎1階にその機能を置くとして、けんこうプール駐車場への建築の可能性は皆無の状態にあります。

このことからすると、町民からの血税を使った実施設計委託料170万円ほどぶに捨てたも同然で、本業務に関わった職員の人件費を合わせて約200万円の損失、損害を町に、いや町民に与えたと言っても過言ではないと思います。町長は本業務に係る町や町民への損失、損害について公表し、説明責任を果たすべきと考えますが、その見解について求めておきます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 東部防災倉庫については、平成30年度に設計業務を委託しましたが、資材の高騰、人手不足等の影響で建設費用が当初見積りを大幅に上回る事になったため、平成元年度の予算計上を見送ることといたしました。その後、新設するのか町施設を有効活用するのか検討を進めておりましたが、並行して検討を行った庁舎等公共施設の最適配置に関する議論も踏まえ、秦荘庁舎に防災倉庫を設置することとしたところです。これらの経緯についてはこれまで全員協議会や本会議等で御説明、御答弁しているほか、秦荘庁舎への防災倉庫設置については公共施設の最適配

置に関する町の方針の説明資料等で住民の皆様にもお示ししたところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 0時00分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊谷正昭君） 町長、先ほどの答弁をお願いします。町長。

○町長（有村国知君） 先ほどお答えしているとおりでございますけれども、これらの経緯につきましてはこれまで全員協議会や本会議等で御説明、御答弁をしておりますほか、私の庁舎への防災倉庫設置につきましては公共施設の最適配置に関する町の方針の説明資料等々で住民の皆様にもお示しをしてきているところでございます。そういう点におきましてこの説明責任ということをいかに考えるかということでございますけれども、しっかりこの説明をしてきておるというところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 町長は、このお金については無駄やなかったというふうにとらまえているというふうに理解していいんですか。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 何をもって無駄なのか、何をもって損失、損害なのかということは一概に申し上げにくいのかなと、申し上げられないものであるというふうには存じます。先ほどから村西議員が随分と主観に基づいたものでおっしゃっていただいているのかなというように存じるところもございますけれども、一つ一つのシーンにおきましてよりベターな判断をしていくということにおいて、今、行政の長をお預かりしている、その責を果たしておるというところでございます。

冒頭にも申し上げましたとおり、資材の高騰、人手不足等の影響で建設の費用が当初見積りを大幅に上回る金額になっておったというものでもございます。また、あわせてこの期間の中におきまして庁舎等の集約の事業ということの中で様々な検討をしてきてまいったというところもございます。その中におきまして、この設置ということに関しては、機能を持つのは秦荘現庁舎というところが一番最適解であるということで、より住民の皆様への負担や負荷ということをより引き下げるという観点、また防災の機能を保全、確保するという点をしっかりと確保したというところござい

す。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） ですから、町長就任以来、やっぱりこの庁舎の統合というのはずっと頭の中にあっただと思うんですよ。その頭がありながら、そうすると秦荘庁舎はできるだけ支所にしていって、いろんな部屋が余るなという頭はずっとあった。その頭がある中でも、新築をラポールの駐車場で防災倉庫をするんだというような設計を発注された。それについては、僕は見方が甘かったんじゃないかなというふうに言っているんです。指摘しているんです。町長が、他人に貸している立派な家を持っておられました。1年先には自分が住みたいので出ていってねとその人に言っていた。そんな状況で、自分のほかの土地に僕とこの、自分の住宅を建築したいのでという設計をした。その2年後、貸していた人がもう出ていきますと明言したので、設計までして他の土地に自宅を建というように考えていたけど、そこはやめて、やっぱり他人に貸していた自分の家を自宅にするわ、例えがいいか悪いか分かりませんが、そんなことだと僕は思っています。そんな設計をやっぱり自分だったらしませんよね、お金かけて設計して。ほんで、自分の貸している土地、家が、もう出ていってくれと言って、そこで自分の家に居住しようと思ったって、それやったらその状況を見定めるまでその設計はやめとこう、その人が出ていってくれはったらそこへ自分の家を持っていったらええわと思うと思うんですけど、それについてはどう思われておりましたか。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） お答え申し上げます。

例えの部分が、すみません、ちょっと全く意味がよく分かりませんでした。この設計というところでもございますけれども、前任の方の時代からあったものであるというところでもございます。また一方、村西議員ほかの議会の方々からもこの設置を求めると、新たに新設を、しっかりとしたものを防災拠点として、防災倉庫として持つてほしいということで、さんざん村西議員がおっしゃってきいていらっしゃる、そのうちのお一人であったというふうにも存じます。ただ、これの金額がその倍ほどのものになっていた、物が何千万という、なかなか数字は一概に申し上げにくいところはあるんですけれども、全員協議会等々では御報告を申し上げておりますけれども、それが約倍になっているようなもの、これは、この経済合理性、また住民の皆さんへの今

後の負担、負荷、またそのお守りもしっかりしていかなきゃいけないという行政のものでございますけれども、これは私が就任をさせていただく前からの案件でございました。

今のちょっと時間軸のことで申し上げますと、私がこの庁舎等ということにしっかり取り組んでいくということの課題があったのは存じ上げておりましたけれども、それを一般質問等々でもいただいてというのは就任をさせていただいて程なくの時間がたってからのことでございますので、今ほど村西議員がおっしゃっている時間軸というのは正しくはないというふうに存じます。

その上で、この機能をしっかりと確保していくということが大変肝要であるということ、全体の物事をつくるのは大変簡単だというふうにも存じますけれども、そのお守りということが本当に大変だということも一方、この合併している町を今、見させていただいて、その実感としてもございますので、やはり適切な設置ということを考えてときに、既存の施設を有効活用していくということが大変理にかなっているものであるという判断をしてきているものでございます。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） それでは次にですけれども、今、この件のほかに、平成30年度及び元年度において建築物や道水路新設改修、道路法線調査建築物等移転補償等の設計を終え、3年、2年後の今年度当初予算までにおいていまだ工事に着手されていない、予算計上できていない業務が何件あるか、副町長にお尋ねします。ある場合、その業務名と委託金額及び工事執行できなかった理由、並びにその総額について伺いいたします。

○議長（伊谷正昭君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えいたします。

入札案件として発注した委託業務の件数は、平成30年度が22件、令和元年度が17件でございます。そのうち今年度当初予算までに工事執行または予算措置がされていない業務が2件ございます。なお、工事執行されていないという観点で申しますと、この2件のほかにも一部について工事発注を行っておりますものの、その財源の確保や予算の平準化という観点から、令和3年度以降においても継続して工事を発注する予定となっている業務が2件ございます。

その金額等でございますけれども、内訳でございますが、2件の内訳ですけれども、

いずれも平成30年度に発注をいたしました町道愛知中学校線道路改良事業測量設計業務委託と、町道東円堂南清水線道路改良事業測量設計業務委託でございます。委託金額でございますが、町道愛知中学校線が145万6,920円、町道東円堂南清水線が223万8,840円でございます、合計369万5,760円となっております。

次に、その理由でございますけれども、町道愛知中学校線につきましては、市地先の愛知中学校北西交差点付近から新幹線の高架下を抜けて近江鉄道踏切までの間の路線について、拡幅のため法線を検討するために発注したものでございます。しかし、新幹線の高架下にあります橋脚、いわゆるピアとピアの間を道路拡幅してどのような法線を描けるのかというのを測量し、検討を重ねてまいったところでございますが、住宅地が全て道路法線上にかかることから、建物の補償ですとか用地の買収、さらに膨大な工事費となるということが見込まれることから、工事発注を見送ることとしたものでございます。また、もう1件の東円堂南清水線でございますが、新規の道路拡幅工事でございますけれども、各種道路拡幅工事については財源ですとか予算の平準化の観点、さらには道路整備計画や緊急性等を勘案して整備順位を定めているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 町道愛知中学校線の例の新幹線の下を通す道路についてでございます。これについては調査設計したけれども、相当の困難な事業ということで、今としてはできない事業というような判断をされているということです。また、東円堂南清水線は、これはちょっと、答弁では、それ今後も計画的にしていこうものか、もう断念されたのか、その点がちょっと分からないので、この工事、東円堂南清水線の新規の道路拡幅工事についてのめど、考え方をお聞かせください。

○議長（伊谷正昭君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えいたします。

東円堂南清水線の工事でございますけれども、計画としてなくなったという認識ではございません。様々な道路工事等があります中で、計画的に財源等、あるいは予算の平準化という観点で進めるということから、現時点では着工に至っていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 村西君。

○2番（村西作雄君） 今回は東部の防災倉庫の件を通じて問題提起を私は投げさせていただいたつもりでございます。本来、ここに道をつけたい、ここにこの建物を取り壊して道を拡幅したいとかいうのは、いろんなコンサルを使って設計をされる。今後も、やっぱり必要なものをするための測量設計なり法線検討なり、移転補償だと思えます。しっかり庁内で論議した中で、決してその委託料を無駄にすることなく、それを生かして町の整備に使っていく、そういった思いで、これは建設・下水道課長だけではなくて、全課の関係する課長なり幹部職員がそういった気持ちを持って予算要求をして実施していく、そういう方向でシステム化していただければ大変ありがたいかなというふうに考えております。

それでは最後に、高齢者に係る新型コロナワクチン接種について質問をいたします。65歳以上の高齢者に係る新型コロナワクチン接種については、町主導で集団接種することとし、4月19日に該当者に郵送により接種券や予診票、かかりつけ医の意見書等を同封され、同日から予約受付されました。5月10日から21日までに接種できる570人分の受付は、接種券が各戸に到着した4月20日には既に満杯となり、同日にはコールセンターも終日つながらない状況が続いたようです。以降、5月22日から接種できる2,600人分のワクチンの2期配分があり、4月23日から受付の再開で順調に受付業務がされ、5月1日には7月4日までの枠も埋まり、今後、7月5日以降の予約も逐次され、7月末までには希望高齢者の1回または2回の接種が完了します。また、あわせ5月11日県発表では、6月上旬までに配分されるワクチンは累計9,415回分となり、実に町内高齢者の98.92%を確保されたこととなります。最近も、新聞報道ではさらに多い、5月20日付では111%の追加配分が報じられています。接種初日の5月10日には45人の高齢者が接種され、大きなトラブルもなく順調に進めていただいたようです。これら集団接種の実施にあっては、町内で開業されている医院先生の全面的な御協力のもとに成り立っており、改めて町の医療を担っていただいている先生方に敬意を表すものであります。また、あわせ、臨時的にワクチン接種業務に携わっていただいている看護師の皆さんにも感謝するものであります。

さて、集団接種会場は、当初ファイザー製ワクチンは摂氏マイナス7.5度前後で保

存が不可欠とされ、国から支給された専用冷凍庫が1台しかないこと、さらには被接種者が接種後体調が悪くなった場合、隣に東近江消防の愛知川出張所があり、即対応が可能となることで愛知川公民館に決定したとの説明を受けましたが、秦荘地域の高齢者からは車にも乗れない、頼む家族もない中でどうして会場へ行くのかと不安の声も上がっています。

ここで、ワクチン接種推進室長に伺います。5月11日の議会全協では、7月4日までの接種予約者は約3,600人、高齢者全体の75%の予約率とのことでありましたが、接種会場が遠方のため秦荘地域高齢者の接種予約率が特段低いとの認識があるかどうか伺います。

○議長（伊谷正昭君） ワクチン接種推進室長。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 認識をという御質問でございますが、ちょっとなかなかここでざっと認識だけ述べるわけにいきませんので、数値のほうを全部、ちょっと総ざらいして上げさせていただきました。65歳以上の方を対象といたしましたワクチン接種に関しまして、接種券の送付件数については全体でおよそ5,000件でございますが、そのうち愛知中学校区がおよそ2,700件で全体の54%、秦荘中学校区がおよそ2,300件で全体の46%となっております。また、5月24日時点における集団接種の予約件数でございますが、愛知中学校区が約2,200件で全体の53.6%、秦荘中学校区は1,900件で全体の46.4%となっております。予約率につきましては両中学校でほぼ同等ないし、厳密に言いますと秦荘中学校区のほうが若干高く、予約率としては高くなっている結果が出ております。以上のことから、予約率につきまして議員が御指摘いただいているような状況にはないというふうに承知をしているところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 5月24日現在の2,200件という数字を示していただきました。そして、秦荘中学校区が1,900件、合計4,100人だというふうに思うんですけども、西澤議員のさっきの質問で、5月末で4,300人の予約者というふうに答弁いただきました。この4,300人の校區別の内訳をお願いします。

○議長（伊谷正昭君） ワクチン接種推進室長。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） ちょっと現在、並行して集団接種の業務にワクチン接種推進室員及びほかの町職員もかかりきりの状況

でございます、この5月24日時点の接種予約件数を出すので人手の点でもちよつと限界だったということを御理解いただきたいというふうに思います。そのため、予約総件数は4,300件程度、現在ございますが、その時点での地域別の割合については計算はしておらないというところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 危惧していたことがそうでなかったということで、大変喜んでいます。

次に、厚労省は、高齢者の接種終了は7月末にと言われていますが、本町は2回接種を終える見込みなのかということとか、接種申込みされていない高齢者に対し再度町がその意思を確認することはないかということについては、さきの西澤議員の答弁で、7月末には愛荘町では終わられるということと、先月、接種申込みされていない高齢者に対してはがきを送ったというような答弁がありましたので、そのお答えは結構でございます。

次に、東近江市では、交通手段のない移動困難者に無料でタクシーを配車しますけれども、本町においても何らかの手だてをする必要はないか。また、車椅子でしか移動できない高齢者や障害者等に対し、特別な移動手段を町が提供すべきと思うが、これらの方の支援についてお聞きしておきます。

○議長（伊谷正昭君） ワクチン接種推進室長。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 先ほど西澤議員からの御質問においても御答弁させていただきましたけれども、当町において現在まだワクチン接種の予約を入れてない方の実態調査を介護支援専門員等の聞き取りにより実施をしておるほか、また、地域の民生委員の方の協力を得て、お一人で予約できない方への個別支援をお願いをしておるというところでございます。

また、特別な移動支援が必要な方、これにつきましては町の社会福祉協議会から車椅子対応が可能な車ですとか、介助支援としてヘルパー等の派遣ができる体制を構築しているところでございまして、町としてはそういった体制を組んでおるというところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 特別な移動支援の必要な方のサポートでありますけれども、具体的にそういった方がおられた場合に、社会福祉協議会に電話なりで依頼をすれば、

予約した時間に車が自宅前まで来てもらえるシステムというのをつくっていただいている、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（伊谷正昭君） ワクチン接種推進室長。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 基本的には町のほうにまずは御相談いただいた上での御対応ということで考えておるところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） そういったシステムについて、幸い民生児童委員さんが、そういったまだ予約されていない方への働きかけという中に、そういったシステムについても十分民生委員さんにもお話もいただいております、そのことによって、移動ができないことによってワクチンをやめる、しないというような人がないような形で対応をしていただけたらというふうに思っておりますので、その点について再度確認しておきます。

○議長（伊谷正昭君） ワクチン接種推進室長。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 基本的に先ほど来答弁しておるとおり、町として種々の施策を行っているところでございまして、移動手段だけを理由にワクチン接種を忌避するということがないような体制を構築しているところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 村西君。

○2番（村西作雄君） 次に、65歳未満のワクチン接種であります。7月下旬ないし8月早々から医療機関において個別接種により実施というふうに、町の新型コロナワクチンの接種に係る実施計画というように掲げておりますけれども、その医療機関は町外の病院も想定されているのか。また、接種受付は医院の直接の受付にするのか。あるいは基礎疾患のある人は先にしようと思っっているのかというようなこと、あるいはまた年代別に区切るのか、16歳以上は一括に受け付けされようかとされているのか。西澤議員の答弁でもまだ十分固まっていないというような答弁は聞いておりますけれども、これ、もう65歳以上の高齢者ワクチンが済んだら、続いてもう一般接種になるわけです。基本的な町の考え方について答弁いただければありがたいです。

○議長（伊谷正昭君） ワクチン接種推進室長。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） まず16歳以上というところでしたが、先日ちょっと国の方針が変更されて、ファイザー製ワクチンにつきましては12歳以上接種が可能ということとされましたので、その点、1点申し添えておきます。

その上で、65歳未満のワクチン接種でございますが、先ほど答弁させていただきましたとおり、基礎疾患のある方、また64歳以下の接種については高齢者の接種が終了次第進めていく予定にしておりますが、その具体的な対応についてはワクチンの種類、具体的なスケジュール、接種形態等について、まさに現在、確認、調整を実施しているところございまして、方向性が固まり次第お知らせをしてみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 村西君。

○2番（村西作雄君） 固まり次第はいいんですけど、要するに、基本的には医院に、主治医のいられる医院に直接本人が予約をするというシステムを考えておられるのか、あるいは、町によっては60から64歳まで、高齢者の次の候補者というんですか、64歳未満から60歳を先に接種するというような市町もあるように聞いています。そういったほうの形の、年代を区切ろうとされているのかどうかというところ、もう1つは、主治医で注射ワクチンを打ってもらうにすると、例えば、愛荘町民は……。

○議長（伊谷正昭君） 2番、村西君、もう時間を過ぎておりますので。

○2番（村西作雄君） 簡潔に。愛荘町民は湖東記念病院とか豊郷病院とか、そういった方、ところに主治医を持っておられます。そういったところもやっぱり拡大して、町内医院だけではなくて病院にも拡大してほしいというのがみんなの願いだと思います。その点についての考え方をお示してください。

○議長（伊谷正昭君） ワクチン接種推進室長。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 繰り返しになるところでございますが、具体的な対応についてはまさに検討、調整を行っているところでございます。御指摘いただいております個別医院の接種というところでございますが、これはまさに町内の各医療機関と調整を行った上で対外的にお示しをしなければならない事項ございまして、まだ個別の医院との調整等が未了の状況で、町としての思いだけをこの場で発露するのはちょっと差し控えたいというふうに考えておるところでございます。

また、年齢段階別の区分け等でもございますが、まさにこの点につきましても今後、国が実施すると発表しております職域別の接種、会社等で行う接種の進捗状況はどのようなものになるか等によって、町として受付等しなければならない接種のボリューム等も変わってくるかと思っておりますので、そういった状況もしっかりと見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、最後、御質問ございました町外の医療機関でございますが、この点につきましては、そもそも当該病院が予防接種を行うかどうかにつきましては、究極的には各病院の御判断というところになってまいりますので、町としては可能な限りお願いをということが方向性としてはあるんだろうと思っておりますけれども、なかなか医療機関によってはワクチン接種まではなかなか行えないという方向を示している医院も、大きな病院もあるというふうには事例として伺っているところもございますので、いろいろな点を加味しながら、いずれにしましても確認、調整を実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君）　これで暫時休憩をいたします。13時30分まで休憩をいたします。

休憩　午後0時27分

再開　午後1時30分

○議長（伊谷正昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 徳田文治君

○議長（伊谷正昭君）　8番、徳田文治君。

○8番（徳田文治君）　8番、徳田文治。令和3年6月愛荘町議会定例会、ただいまより、企業誘致対策についてと空き家対策についての2項目にわたり、一括方式で一般質問を行います。

最初に、企業誘致対策についてお伺いいたします。

本年3月26日、国会で現行法に代わる新たな過疎法が全会一致で可決され、成立しました。この法律が目指すところは、新型コロナウイルスの感染拡大で、人口密集のリスクや医療崩壊などのデメリットが鮮明になったことを踏まえ、東京一極集中是正と地方分散の加速を図るものです。その方策は、移住促進や企業移転による雇用創出、テレワークや遠隔医療、遠隔教育などデジタル化の推進、さらに、交通手段や買

物、子育て環境確保などを重点施策としています。国においては、2015年に東京23区から関東圏以外に本社を移した企業の税制を優遇する地方拠点強化税制をはじめ、東京一極集中を是正する方針を打ち出しています。

一方、民間では、オリックス不動産や野村不動産は、交通利便性の高いインターチェンジ近辺に数千億円の大規模物流施設に投資する方針を発表しています。さらに、先般、東京の本社機能を、約1,200人の社員と家族を兵庫県淡路島に移転した人材派遣大手のパソナグループが注目を集めています。パソナグループは、コロナ感染拡大や災害時においても、事業継続のためには本社機能の分散化が必要で、遠隔地でも、インターネットを通じ社内のコミュニケーションが可能であるとしています。

今、コロナウイルスの感染拡大は、密を避け、自然やよりよい子育て環境を求め、仕事はテレワークで首都圏を脱出する人が増え、東京の人口が転入から転出に変わり、地方移住に関心が高まっています。職場に通いやすい場所に住むのではなく、仕事と生活スタイルに合わせて住む場所を選ぶ時代が変わってきたようです。

菅首相の施政方針演説には、そうした機会を捉え、地方にいても都会と同じ仕事、同じ生活ができる環境をつくり、都会から地方への大きな人の流れを生み出してまいりますと一極集中の是正を明言されています。今こそ地方にとっては活性化の好機と捉え、各地の自治体で移住世帯への支援金や空き家の改修費補助、子供家庭への支援加算、オフィス利用料助成、交通費負担などの施策を展開しています。

ネット通販最大手のAmazonは、新型コロナの拡大によりネット通販の利用が急増しており、物流拠点の増強を発表していますし、ニトリホールディングスでは2,000億円を投じて全国各地で物流センターとシステムを新設し、配送時間を短縮する方針です。日経新聞によりますと、関西でも物流施設の開発が活発化しており、2021年の新規建設は大和ハウス工業、ユニクロを傘下に持つファーストリテイリング、オリックス不動産など、対前年6割増しの102万平方メートルになる見通しで、過去最大と報じられています。

このような状況のもと、愛荘町は、西に京阪神、東に岐阜、名古屋、北に北陸の経済圏の結節点に立地し、高速自動車道で結ばれています。そして、湖東三山インターチェンジは、これらの経済圏の中央に位置しています。今こそ、この物流の大動脈が存する優位な立地条件を生かし、物流の拠点づくりにふさわしい企業の誘致作戦を真剣に取り組むべきと考えます。

また、優位な立地条件があっても、分譲適地をアナウンスしないと、企業の誘致も困難と考えます。本町は未線引きの都市計画区域ではありますが、多くが農振・農用区域であります。

国では、農業地域への企業誘致を促す農村地域工業等導入促進法、すなわち農工法が、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、すなわち農村産業法に法律の題名を改正する改正農工法、平成29年8月25日と、地域未来投資促進法が成立いたしました。このことを受け、企業用地の確保に向けた農地法や農振法の政令を改正し、一般的な宅地等への転用は認めず、国が農業振興を図ると定めた農用地区域の農地や第1種農地、10ヘクタール以上まとまった農地で企業用地への転用が可能となりました。

しかし、造成済みの工業団地や荒廃農地の活用を最優先することや、農業上の効率的な利用に支障を出さないことが盛り込まれています。これらは、企業誘致する地域の土地利用計画を考えた上で、農地の転用が必要だと判断した場合に限って、県の同意を条件に転用が認められるようではありますが、農用地の企業用地への転用は容易ではなく、企業用地のあつせんはハードルが高いものと考えます。

以上のことを踏まえて、町長は、他市に勝る積極的な企業誘致を基本に、税収増加と地元の雇用をつなげる行政を進めてこられたと思っています。次の諸点について、町長の今日までの取組と決意をお尋ねします。

まず1点目。町長は、政策の中に、他市に勝る積極的な企業誘致を掲げておられ、町長就任後、どのように企業誘致に取り組んでこられたのかお伺いいたします。また、これまで、東京や大阪などの企業に対し、あらゆる機会を通して誘致活動を展開されてきたと思いますが、その内容について、具体的にお伺いをいたします。

2点目。当然、企業訪問をされていると思いますが、その企業の反応などについてお伺いします。

3点目。先ほど申し上げましたが、各自治体はいろいろな優遇策を講じて誘致合戦を展開していますが、当町における現時点での優遇策について、お伺いをいたします。また、今後、優遇策の見直しなど、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

4点目。今後、町長は自ら積極的に企業を訪問し、どのような誘致策でもって企業誘致されるのかお伺いいたします。

5点目。本町では、農振・農用区域のこともあって、企業用地のあつせんは限られてくると思いますが、農地転用を考える場合、まずは、既に企業用地として農工法により造成されている民有の遊休地が数か所あると仄聞しています。これらの活用が先決となります。町長は、民有遊休地活用をどのように考え、所有者と企業誘致などについて話をされたのか、お伺いをいたします。

最後、6点目。他市に勝る積極的な企業誘致の自己評価と、町長の考えておられる企業誘致対策の今後についての決意をお伺いいたします。

次に、空き家対策について、お伺いをいたします。

総務省の住宅土地統計調査によりますと、空き家の総数は、1988年と2018年の比較で576万戸が846万戸に、1.5倍増加しています。空き家の種類別の内訳では、賃貸用または売却用の住宅など461万戸を除いたその他の住宅347万戸が1988年と2018年の比較で1.9倍に増加し、そのうち木造一戸建て239万戸が最も多くなっています。

このような状況に鑑み、国では、適正に管理されない空き家などが周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを背景に、平成27年4月、空家等対策の推進に関する特別措置法が議員立法で全面施行され、市町村が空き家対策を進める枠組みが整ったこととなります。特別措置法による空き家等の定義は、建築物またはこれに附属する工作物であって、居住、その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいうものです。特別措置法では、市町村による空き家等対策計画の策定など、空き家等の実態把握、所有者の特定など、空き家等及びその跡地の活用、管理不十分で放置することが不適切な空き家など、すなわち、特定空き家とされています。に対する措置などが盛り込まれています。

愛荘町においては、特別措置法の施行後、愛荘町空家等対策協議会が設置されるとともに、平成29年3月には、特別措置法第6条に基づき、愛荘町空家等対策計画を策定され、空き家等の利活用の促進や地域住民の生活環境の保全など、空き家に関する施策を総合的かつ計画的に推進されたところです。5月11日、全員協議会において、愛荘町空家等の適正管理に関する条例の制定が提案され、今後協議が進められていきます。空き家等の問題は、所有者等のみならず、地方事業者、関係団体、地域、住民などが相互に連携、協働しながら対策に取り組む必要があることから、町では、対策に、地域の主体的な取組を尊重するとともに、地域の実情やニーズなどを踏まえ

た空き家等対策に関わる情報提供や財政支援を充実させ、各関連主体の取組の促進に向けた必要な措置を講じるとしています。

あわせて、空き家等の利活用が重要であり、課題でもあります。古民家ならではの趣や風情を生かし、新たな暮らしや事業の可能性を広げ、遊休不動産となっている空き家等の有効活用を図るとされ、空き家バンク、すなわち空き家情報登録制度、また利活用可能な空き家等の掘り起こしを目的に、愛荘町ウォークブルタウン創造事業の一環として空き家、空き店舗の実態調査に取り組むとともに、ウォークブルゾーン整備事業として、現在歩行者がどのようなルートで移動を行っているかを定量的に分析を行い、まちなか賑わい創出事業や魅力体感事業をハード面から支えていくとされています。

ちなみに、愛荘町空き家等対策計画による空き家等実態調査では、空き家等の件数が平成28年で450件、そのうち、管理不全な空き家等の件数は平成28年で21件となっており、空き家等の発生予防、空き家等の適正管理、空き家等の利活用に資するため、5年後の目標値として、空き家等の件数が令和3年で450件、そのうち、管理不全な空き家等の件数は令和3年で11件を設定しておられます。

以上のことを踏まえ、以下の点をお伺いいたします。

まず第1に、1点目、平成28年の実態調査の結果は今も述べたとおりですが、調査実施後5年を迎えた今日、空き家等の件数、そのうちの管理不全な空き家等の件数の目標設定の成果はどうであったのか。また、愛荘町空き家等対策計画策定後、空き家等の実態に変化があったのかお伺いいたします。

2点目。空き家バンク、すなわち空き家情報登録制度の登録状況は、どのようになっているのか。また、空き家バンクの活用、照会は今日まで何件あったのか。そして、その内容はどのようなことであったのかお伺いいたします。

3点目。空き家等を移住定住対策に活用し、地方移住の推進施策を講じた市町村が全国的に見られますが、愛荘町も近い将来、人口減少に転じます。このため、人口減少対策の1つとして、空き家等を活用した移住定住対策が重要であると考えますが、町長の御所見をお伺いいたします。

4点目、市町村が所有者から空き家を借り上げ、移住定住希望者に貸し出す際に、空き家改修に要する経費を補助する（仮称）空き家利活用推進事業も空き家の活用と人口維持につながるのではと考えますが、町長の御所見をお伺いします。

5点目、最後に町長にお伺いいたします。町長は町民の知恵を集結、活用により、にぎわいの創出と空き家対策を政策として掲げておられますが、就任され3年経過した中で、町民の知恵をどのような形で終結し、その経過は、その成果はどうであったのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 一括で御質問いただきました。事前に通告を頂いておりましたんですけど、今、改めてずっと拝聴をしながら、終戦から76年目を迎えますけれども、76年前の人が76年後にこうやって、愛荘町議会において、こういうような質問が出てくるだなんていうことはなかなか多分想定もしない、激動の歩みであったんだろうなということを実感しました。中央から地方へというようにところも1つのテーマであるかなというふうにも思いますし、また、企業の部分の在り方もそうでございます。また、夢を持って建てたその家が、今日としてはなかなか住んでいただくという状況でなく、空き家ということも含めて、そういう点に鑑みますと、これから75年後、76年後の当町においてのテーマというのはどういうものになってくるんであるのかなということを実感するような今、御質問を頂いたとも存じてます。それだけ長い歩みのことでもございます。社会の大きなうねり、動きの中での今の事象でもございますので、様々な部分が一朝一夕に雲散霧消といかない課題であるということも一方ではあるのかなというふうにも思いますが、よりよい暮らしと地域ということを、私たちはいろんな知恵を出しながら、また取り組んでいかねばならないであろうというようにも感じながら拝聴していた次第でもございます。

私がお答えをさせていただく部分、まず、答弁をさせていただきます、関係の部分に関しましては、担当課から御答弁を申してまいります。

一般論といたしまして、特に公有地を有する場合、企業誘致は、税収増加による財源の確保、若者をはじめとする地元住民の雇用機会の創出、また地域産業の活性化が見込まれ、重要な施策であると言えます。現状、当町においては、開発に適する広さの公有地はなく、民有地での開発となっておりますが、町長就任以来、企業等からの情報収集に努めてきたほか、進出を検討している企業からの個別の相談に応じるなど、様々なチャネルを駆使し、誘致に当たってまいりました。このような取組の結果、昨

年度には、愛知川沿岸の大規模物流センターの誘致に結びつけることができたと考えております。

個別企業との具体的なやり取りについては、先様との関係もあるため、詳細にお答えすることは控えますが、進出を考えている企業にあつては、農地規制等の土地規制の有無は当然のこと、小売業であれば、売上げが期待できる商圈として魅力的か、工業であれば、上下水道のインフラが確保できるか、高速道路、国道等へのアクセス改善が期待できるかという点に特に御関心をお持ちであると認識しております。当町においては、引き続き情報収集等に努めるとともに、町内の立地に関心を持ち、検討を頂いている企業等に積極的にアプローチをしていきたいと考えております。

先ほど申しあげましたとおり、現在、公有地はなく、民有地での開発が主体であり、町が取り得る手段にも一定の限度はありますが、今後、神郷彦根線、愛知川右岸道路の整備、また将来的には、国道8号バイパスの整備に伴い、町を取り巻く道路環境、立地条件が大きく変化することが予想される中で、そのような変化やタイミングを生かした誘致に当たってまいりたいと考えています。

農工法により、造成されながら遊休化している企業所有地は、私の就任後、2か所に新たに企業が進出するなど、ここ数年で活用が進んでおり、現在、町内に残す2か所を企業誘致に活用していくことが重要であると考えています。これらの土地については、町が発行している企業立地ガイドに掲載しているほか、現状についてヒアリングを行うなどしているところです。民有地であることから、売却価格等の交渉については、あくまで民民の取引として当事者間で行われることとなりますが、町も補助金制度の紹介等、行政的な見地からのアドバイス等を通じ、積極的に関与してまいります。

私が就任してから、企業遊休地2か所について、新たに企業が進出するなどしているところであり、引き続き、個別の企業等からの情報収集、具体的に検討いただける企業に対する個別のアプローチを継続してまいります。その際、先ほども御答弁したとおり、公有地ではなく民有地での開発が主体となっているという制約はあるものの、町を取り巻く道路環境が大きく変化することが見込まれること等を含め、将来の状況をしっかりと見据えて対応してまいります。

空き家に関する質問に移ってまいります。

移住定住希望者が空き家等を活用することは、既存ストックの有効活用のみならず、

町全体の景観維持という観点からも非常に重要と認識しています。そのため、町においては現在、空家等対策事業と移住定住事業との間の連携を進めているところです。具体的には、移住情報を提供する町、県のホームページ上で空き家バンクの情報を掲載することや、今年度に創設した空き家等の改修費用に係る補助金制度において、移住定住者には補助上限額の上乗せを実施するなどの施策を実施しています。今後も移住定住希望者の空き家等の活用を進めるため、利活用モデルの検討や情報発信等を積極的に実施してまいります。

空き家等の利活用に当たっては、行政だけではなく、空き家等の所有者、利用者も含めた関係者がそれぞれ役割を果たせるような制度を構築することが重要です。そのため、町においては、今年度から、空き家バンクに登録されている物件を対象とした所有者、利用希望者双方が改修時に活用できる補助制度を設置し、運用しているところです。本制度は、県内において最も手厚いレベルで空き家等改修への補助を行うものであり、空き家等の利活用、移住、定住人口の増加に結びつけてまいりたいと存じます。

空き家等対策においては、官民双方がそれぞれの役割を果たしていくことが重要であり、その観点からも、町においては、空き家施策の立案に当たって、住民の知見を生かすよう努めてまいりました。具体的には、令和元年度にアンケートを実施し、空き家等に関する課題認識や利活用について御意見を頂いたほか、町の空き家施策を議論する愛荘町空家等対策協議会に地域代表に参画いただくなどしているところです。

これらの取組の成果として、本年度から愛荘町空家等利活用推進補助金制度を設置し、空き家等の利活用の推進を図っているほか、今期定例会に上程した空き家等の適正管理に関する条例案の作成など、空き家等の利活用、適正化に両面で施策に結びつけることができました。今年度も今まで以上に住民の皆様の知見を有効に活用できるよう、空家対策協議会に参画する地域代表の数を増やす等しているところであり、引き続き、皆様のお知恵を頂きながら、空き家等の利活用の推進を図ってまいります。

○議長（伊谷正昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） それでは、企業誘致対策におけます御質問の中の当町の優遇策また今後の優遇策の見直しについてということで、答弁させていただきます。

当町においては、工場等設置奨励金、用地取得助成金、雇用促進奨励金、社内託児

所助成金の4種類の優遇措置を設けています。

1つ目の工場等設置奨励金は、製造業、運輸業、試験研究施設の工場等を新設、増設する企業が対象で、固定資産取得額1億円以上、増加雇用者5人以上の要件を満たしている企業に、限度額が各年度1,000万円の範囲内で、新設の場合は固定資産税額に初年度100%、2年度75%、3年度50%を乗じた額を、増設の場合は新設の2分の1の割合を乗じた額を支払うものです。

2つ目の用地取得助成金は、製造業、運輸業、試験研究施設を新設する企業が対象で、固定資産取得額1億円以上、増加雇用者5人以上、取得面積5,000平方メートル以上、用地取得後3年以内に事業開始の要件を満たしている企業に、限度額は各年度1,000万円の範囲内で、用地取得費の3%を事業開始年度から3年分割で助成するものです。

3つ目の雇用促進奨励金は、製造業、運輸業、試験研究施設を新設、増設する企業が対象で、固定資産取得額1億円以上、増加雇用者が6か月以上町内住民登録者を5人以上という要件を満たしている企業に対し、限度額総額1,000万円の範囲内で、事業開始年度から3年間の純増加雇用者1人当たり20万円の奨励金を支払うものです。

4つ目の社内託児所助成金は、製造業、運輸業、試験研究施設を新設、増設する企業が対象で、かつ託児所を新設、増設する場合、固定資産取得額1億円以上、増加雇用者5人以上の要件を満たすと、新設の限度額500万円、増設の限度額300万円の範囲内で託児所整備費用の2分の1を助成するものです。

以上が主な内容ですが、今後の優遇策の見直しについては、県内各市町によって優遇策にそれぞれ特徴がありますので、愛荘町に適した制度を研究し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） みらい創生課長。

○みらい創生課長（西川傳和君） 空き家に関する御質問の1点目でございます。空き家等の件数並びに管理不全な空き家等の件数についてでございますが、来年度に愛荘町空き家等対策計画の中間見直しを実施する予定であり、それに合わせて、地域と協力して再度実態調査を実施し、空き家等の件数や管理不全な空き家等の件数を把握してまいりたいと考えております。一方で、当計画制定後から令和3年5月末現在ま

で、管理不全な空き家等の取扱いについて、所有者や周辺住民等から26件の相談を受けており、うち7件については解決をしている状況でございます。

また、空き家バンクの利用者及び物件登録者数も増加してきており、空き家等の活用や適正管理については、進展してきているものと認識をしております。

続きまして、2点目の御質問でございます。令和3年5月末現在における空き家バンクの物件登録件数は9件であり、利用希望者登録は15件です。これまで町が受けた空き家バンクの登録物件の活用希望は11件あり、うちマッチングが成立したものはゼロ件でございます。また、相談内容といたしましては、個人が移住のために空き家を購入したいというもの、企業が空き家を改修して事業の中で活用したいというものが多くございます。

以上、答弁とします。

○議長（伊谷正昭君） 8番、徳田文治君。

○8番（徳田文治君） 8番、徳田です。

今ほどはいろいろと御答弁ありがとうございました。特に企業誘致と空き家対策について、もう少し掘り下げて再質問をさせていただきます。といいますのは、皆さんもそうだと思いますけど、やはり愛荘町よくしたいと、この思いはどなたも変わらないと思いますので、再質問に詳細にお答えいただきたく、このように思います。よろしく願いいたします。

まず最初に、企業誘致に関する再質問をさせていただきます。

企業誘致は非常に難しく、新型コロナウイルス禍の厳しい経済状況下で、なかなか立地までが至らないのが現実だと、このように認識をしております。町長就任後、3年余りで企業の遊休地2か所に企業誘致が実現したことは、私たち議員もそうだし、職員共々、町長を筆頭に努力された結果だと存じます。この進出企業はそれぞれ、愛荘町での社員数は、正規社員またパート社員等含めて何人で、そのうち地元住民の雇用はどうであったのか。雇用があったとしたら、何人程度雇用されたのか、お伺いをいたします。ただし、企業名は、差し支えがあるかと存じますので、A社、B社でお願いをいたします。

また、この企業誘致で本町の優遇措置、工場等設置奨励金、用地取得助成金、雇用促進奨励金、社内託児所助成金の4種類の優遇措置があると答弁を頂きましたが、それぞれこの優遇措置の適用を受けられたのか、そのことをお伺いいたします。

また、企業誘致対策について、町長が先ほど答弁されました。企業誘致対策の今後の決意ということで、企業遊休地2か所について、新たに企業が進出するなどしているところであり、引き続き個別の企業等からの情報収集、具体的に検討いただける企業に対する個別のアプローチを継続していきますと、このような答弁でしたが、個別にアプローチされた企業は何社程度になるのか、お尋ねをいたします。

それとあわせて、企業誘致をされている中で、本町に対する具体的な要望があるのか。また、土地の取引については、民民、当事者間の話し合いとなりますので、町として間に入ることは大変困難だと考えますが、現在の優遇策またインフラ整備等について、改善要望が出されているのか、お尋ねをいたします。

もう1点、空き家対策については、先ほど、愛荘町空き家対策計画の制定から令和3年5月で、管理不全な空き家の取扱いについて、所有者、周辺住民から26件の相談を受けており、7件は解決していないと、このような答弁を頂きましたが、7件の解決とはどのような解決方法であったのか、お伺いをいたします。

それと、空き家バンクの利用希望者登録は……。

○議長（伊谷正昭君） 8番、徳田君、もうそろそろ時間ですので、簡明に。

○8番（徳田文治君） あと、空き家バンクの希望者登録は15名とのことですが、15名の内訳、県外が何人、県内は何名なのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 一括で再質問いただきましたので、まず最初、私に関する部分を答弁させていただきます。後ほど担当課からそれぞれ答弁を申し上げます。

このアプローチというところの企業の数とはということでございました。お尋ねの企業につきましては、農振地、今の状況ほか引き合いの具合等々を確認、聞いてこられる企業など、その程度、対応は様々であり、単純な数をお答えすることは困難ですが、引き続き、情報収集に努め、町内の立地に関心を持ち、検討いただいている企業等に対し、アプローチやコンタクトをしていきたいと考えております。

○議長（伊谷正昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） 徳田議員の再質問にお答えさせていただきます。

進出企業の社員数でございますが、2か所ございまして、1社は現在、建屋の工事中であります。もう1社について、社員数は数人であると聞き及んでおります。

続きまして、企業誘致で本町の優遇策の適用を受けられたのかということに関しまして、議員御指摘の2社につきましては、申請はございませんでした。

次に、現在の優遇策やインフラ整備等についての改善要望等が出されているのかにつきまして、現在の優遇策について特に明示的な御意見は頂いておりませんが、インフラ整備に関しましては、排水、下水道接続、接道している幹線道路の渋滞等について御意見を頂いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊谷正昭君） みらい創生課長。

○みらい創生課長（西川傳和君） 空き家に関する御質問2点ということで、1点目、管理不全の空き家等の取扱いについて、7件の解決した内訳ということでございますが、7件のうち6件につきましては、所有者と連絡を取り、改善を促すことで、除草や屋根の修繕等、所有者本人に対応いただいたものでございます。残り1件につきましても、折衝の後、所有者の負担により、倒壊、落下の危険のあるエアコンの室外機について撤去いただき、作業時の安全確保には町が対応したところでございます。

あともう1点でございます。15名の利用希望者の県内、県外の内訳ということでございますが、15名の利用登録者のうち、県外の利用登録者につきましては3名で、県内の利用登録者数は12名ということになっております。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） ここで暫時休憩をいたします。再開を2時半にいたします。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時30分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 辰己 保君

○議長（伊谷正昭君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。一般質問を行います。

まず初めに、彦愛犬広域ごみ処理施設について質問を行います。

彦愛犬広域ごみ処理施設は、本町竹原を建設予定地として決定しましたが、その後、白紙撤回となりました。再度候補地の公募を行い、再審査の結果、荒神山東側麓に建

設予定候補地として決定し、事業推進されています。私は、広域ごみ処理施設建設計画が必要以上に大きな炉で進め、そのことによる周辺環境への影響を無視して進めるところに大きな問題があることを訴え、また皆さんも気づくことだと、このことを強く訴えます。

必要以上の大型炉を推進している大きな責任は、国にあります。日量100トン进行处理する焼却炉に補助金を出すという国の誘導策が建設への課題をつくり出していると考えます。私は、彦根市そして愛知、犬上それぞれの現状に見合った焼却炉にする。小さな焼却炉で環境破壊を最大限に食い止める。そのために分別収集を徹底する。当然、ペットボトルなどを提供する製造者責任とリサイクルを徹底することであります。地球温暖化は異常気象を引き起こし、世界問題となっています。温室効果ガス規制と地球環境2030目標を達成する。そのためには、小さなところであろうと、自然環境を守ることが大切だと考えます。大型炉は大企業に設置からメンテナンスまで委託、委嘱しなければなりません。私たちの多額の税金を注ぎ込んでの大型炉の建設と進入道路計画の結果、国の史跡に指定されている荒神山古墳そして琵琶湖国定公園環境保全区域を台なしにしてしまう、人為的に壊してしまうことになりはしないでしょうか。

管理者である町長にお尋ねします。環境保全区域の荒神山の自然環境をどのように保全して建設を進めるのか、答弁を求めます。加えて、ごみ減量化を進めれば、環境負荷を減らせます。ごみ減量化への対策等の考え方をお伺いします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 彦根愛知犬上地域の新ごみ処理施設建設に当たっては、現在、彦愛犬広域行政組合において、滋賀県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価が実施されております。今後、環境影響評価の結果等も踏まえつつ、必要な環境保全措置の検討を行い、周辺地域の環境の保全に配慮した事業計画の立案が行われることとなります。具体的には、焼却施設の煙突排ガス、各施設からの騒音、振動、施設の存在による眺望景観への影響等について、科学的、物理的、時間的、心情的な影響調査を行うというものでございます。

続きまして、ごみの減量化というところの問いに関してのものでございます。新ごみ処理施設については、その処理するごみの量について、例えば、燃やすごみについては、現状から5%削減した量进行处理することとするなど、各市町でのごみの減量化に向けた取組を前提とした設計となっています。当町におきましては、家庭用ごみの

減量化に対する取組として、生ごみ処理機等の購入に対する補助を行っているほか、ごみの分別に関する冊子を全戸配布するなどして、ごみの減量化に向けた取組を実施しているところです。住民の皆様の御努力もあり、当町は1市4町の中で、令和2年度の1人当たりの可燃ごみ排出量が最も低い状況にあります。町といたしましては、引き続き、ごみの減量化に向けた取組を進めてまいります。

○議長（伊谷正昭君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 質問を行っていきます。私自身は、荒神山に道路をつけるということが計画されているという、そのチラシ等を手に入れたんです。だから、質問を出しているんです。ですから、あの荒神山のどの位置につくかは別にして、荒神山に道路をつけること自体に私は問題があると。町長自身、管理者として、荒神山に道路をつけることがどうであるのか、町長は管理者としての御意見はお持ちでないのか、そのことをお聞きします。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど辰己議員がおっしゃっている道路という部分に関しましてでございますけれども、明確にするためにでございますけれども、トンネルの部分のことのお話ですよね。そうですね。現彦根市長、和田市長が、新ごみ処理施設のアクセス道路として検討してきた荒神山トンネルについては不要との立場を示していることは承知をいたしております。新ごみ処理施設へのアクセス道路については、あくまで各自治体が整備主体のものであるため、町としてのコメントは差し控えますが、今後、組管理業者会等において、彦根市より市としてのアクセス道路に関する方針の情報共有がなされ、それに応じ、今後の計画について議論を行う可能性もあると認識をしております。

○議長（伊谷正昭君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） わざわざ確認をしていただいたんですが、トンネル工事ですから、要するに進入道路取付け道路。要するに、取付け道路というのは、結局は、どういうふうに具体的に道路法線がされていったのか分からないんですが、いずれにしても、橋脚とかそういうものが山に食い込んでいくという、私はそういうことを指して問題にしたんです。ということは、今までの山自身が持っている保水力もしくは排水力、要するに、水脈ですわね。そういうところにくいを打ち込んで壊していくんだということ、一番これは危険だということが一般質問に出した趣旨なんです。です

から、トンネル部分がなくなってじゃなくて、進入道路そのものが私は、どうであれこうであれ、まず問題なんだと。それが、今の答弁を聞いていると、しないという感じで解釈をしいという事ですね。彦根市長はそういう表明をしているという解釈でいいということですね。

もう1つは、施設そのもの、これは竹原でも一緒だったんですが、大きな焼却炉をつけることによって、結果として、擁壁とかそういうものを頑丈にしていかなきゃならない。そのためには地下を、要するに地盤を固めなきゃならない。じゃ、同じことなんです。今、たしかその予定地は、山の水が流水している地域だと思っているから、だからこそ私は、環境負荷を抑えると。荒神山が持っている力、それを壊してはならないと。そういう対策も含めて環境アセスをやっているとか、そういう問題じゃないんです。根本的な問題を私は聞いているし、根本的な問題に対して哲学を聞いているわけです。その解釈を間違ってもらったら困るんです。

ですから、私はここで、彦根市が現状の焼却能力、愛知郡、愛荘町と犬上3町がやっている、こういう規模でしっかりと対策を講じていくということが望ましいんじゃないのということの問題提起をしているんです。彦愛犬が彦愛犬が、突き進むから物事が難しくなる。大きな炉をつけようとするから大変な課題が出てくる。では、小さな炉でどういうふうな解決を、道がつくれるのではないかとということを改めて私は問題提起させていただきたいんです。

ですから、要するに、私は荒神山が持っている自然、それを壊してまでこういう工事、こういう事業をやってもいいんですかということを経営者の一員として、ほんで、逆に言えば、経営者の一員として、環境をどのように守っていかう、最低限このように守るといふ哲学をお持ちなのか。お持ちなら、その哲学を披露させていただきたいと思ひます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど御質問いただきました件でございます。先ほど、答弁も実はさせていただいておりますものでもございますけれども、現在、環境アセスを実施しているところでございます。ゆえに、環境への影響について、予断を持って、このようなことであるということもなかなか申し上げにくいところであるといふふうには存じております。

○議長（伊谷正昭君） 辰己君。

○13番（辰己 保君） 予断を持って答えてもらわなくても結構です。私は、あなたが、町長自らが持っている環境というものに対する哲学を、この事業がどうのこうのとは言わないですよ。こうした荒神山のそうしたものを壊してまでつくる、もしくは、竹原も一緒でしたが、そうした周辺環境の配慮をどの程度持っているのか。環境アセスを今やっているんだというけど、その答えに対して、結果に対して哲学がなければ、読み解くことはできないんですよ。ですから、私はそこを聞いているんです。これはどこに建てようと同じことを質問していますし、ですから、あえて、町長の環境に対する哲学を教えてくださいたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 環境に対する哲学というところでございます。もちろん辰己議員はじめ、関係の皆様がより小さな炉をというところを思考されていらっしゃるというところも存じ上げてはおります。私がそもそもの部分でおりますのは、自然であったりとかということの中に人間というのも、私たちの生活、営みというのも当然でございますので、いろんな価値観や捉え方というのが当然ございまして、辰己議員がおっしゃる部分というのも、そうでいらっしゃるというのも、私、なるほどというふうに思うところもないわけではございませんし、なるほどなというふうにいつも存じておるところでもございます。

ただ、申し上げましたとおり、人間もこの自然の中の一部でございますので、私たちが暮らす家にしたって、やっぱりもともとは何だったかという、緑のあった、土のあったところに、もしくは田のあったところにコンクリートを敷いて、その上に今、私たちの暮らしがあるということでございますので、全くそれで影響評価がゼロというわけではない中において、私たちの産業や暮らしや工業や商業やということがありますので、その活動の中の1つとして、やはりごみの処理ということに生活の大事な部分として向き合わねばならないということで、様々に議論を皆さん、大変な中で積み重ねてきて、今日このような事業をしっかりと進めていこうというところに至っておるというように存じておる次第でございます。

○議長（伊谷正昭君） 辰己君。

○13番（辰己 保君） それ以上の質疑というか、今、大事な言葉、答弁の中で、自然の中に私たち人間がいるんだということ、ここは非常に大事なキーワードなんです、この言葉は。ですから、改めて、そのまま自らがその哲学の一端であると、私自

身もそこは共感するわけで、自然の中に人間がいるということ、そのことが壊されている中で、逆に、人間が自然を壊していくことによって、こういうコロナのウイルス、感染症が出てきているということは、科学者もこれを今はっきりさせてきているわけで、よりこれが、地球温暖化が進むと、新たなこうしたコロナウイルスが出てくるといふことまで警鐘を鳴らしています。ですから、本当にアセスがそういう進められていても、やはり私は荒神山そのものの持つ力、景観、そうしたものを、本当にどこまであなた方が先、ブレーキをかけられるのか、そのことが非常に大事、問われてくるといふふうに思います。

もっとひどいことを言えば、要するに、皆さん方は、それができるまでにどれだけの人がいるのか、私たちも含めて。結局は、物すごく無責任なことになるんですよ、その結果、起こることに対して、誰も責任は取らないという、こういう環境があるので。だからこそ、私は、責任を取らないんじゃないくて、責任を取るためにしっかりとものを見極めていくということが大事だということだけを提案して、次に進みます。

次の質問ですが、地域総合センターの集約化と人権尊重のまちづくりについて、質問を行います。

地域総合センターの集約化を考えていないとする町長に対して、庁舎集約化への考え方と進め方を検証した上で、公共施設個別計画が示す地域総合センター等の施設の長寿命化との整合性を考えていかなければならないと、このように私は捉えています。この立場から、以下について質問を行います。

まず初めに、町長は、庁舎集約化について、愛荘町公共施設等総合管理計画、公共施設個別計画、庁舎等のあり方検討委員会を根拠に進めてきました。庁舎集約化の進め方は、総合管理計画そして公共施設個別計画の進言に沿って進めたのか、それらの計画の基本方針から庁舎集約化を最優先する道理があったのかについて、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今回の庁舎等公共施設の最適配置については、愛荘町公共施設等総合管理計画、愛荘町公共施設（建物）個別施設計画による方針及び庁舎等のあり方検討委員会からの答申を受け、進めてまいりました。庁舎の集約についても、これらの方向性に沿って進めてきたものでございます。

また、庁舎集約を最優先する道理があったのかとの御質問についてですが、個別施

設計画における具体的な方向性については、その具体策が定まっていない24施設を大きく行政関係と教育関係に分けております。この中で、まずは行政機能の根幹である庁舎が含まれる行政関係9施設を第1弾として検討委員会で議論いただき、進めてきたものでございます。

○議長（伊谷正昭君） 辰己君。

○13番（辰己 保君） 先ほどから、この件については突っ込んだ一般質問もされています。2月に実施した町民の意見募集を受けて、町長は、愛知川公民館は5年から10年間の間に解体し、その機能をハーティーセンターに統一すると方向を示された。しかし、それは当初の思いと違って、意見を求めて、意見が出されて変更をされています。愛知川公民館は、先ほどからも出ていますが、公共施設個別計画では2022年までに集約化するとの方針が示されて、確かに庁舎集約化は2026年までに方針を決定すると、このように書いてあるわけです。

このことから、私は、庁舎を集約に進めるならば、要するに、町民や議会でもっと議論が必要であったというふうに考えているんです。こうした個別計画を尊重しているんだったら、なおさらなんです。それなのに、庁舎集約をぐいぐいぐいと、時系列で言えば8月5日、8月11日、9月18日、9月28日、そこから飛び越えてという、時系列で言えばそういう流れです。その同管理計画の基本的な方向性と計画期間での取組を、こうしたものをどのように私たちは理解すればいいのかということなんです。一生懸命頑張っていたいただいたんだけど、あなた方が言った、根拠にしてくれた総合管理計画、個別計画、そして庁舎等の在り方、具体の方針ですわね。これのそうしたものに対する一貫した整合性、これがどうであるのかということを確認しておきたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 一連の流れがどうであるのかというところの今、問いを最後に頂きました。1つ1つのプロセスごとに議会の議員の皆様には御報告をしております。また、方針を固めていくに際しては、特に議会の先生方から随分御意見を頂いたのを反映という形になっていったものであるというふうにも承知をいたしておりますので、ずっと申し上げておりますように、しっかりと情報共有をしながら、それぞれのステップを進めてきておるといいうふうにも思っておりますし、今後も、いろんな分野においてもそうでございますが、今日の答弁でもいたしておりますけども、そ

の情報というところは共有しながらということであるというふうに捉えておるもの
ございます。

○議長（伊谷正昭君） 辰己君。

○13番（辰己 保君） 当然、当局、町長は議会に説明してきたとか、計画に対し
ては説明をしてきたというふうに解釈していいと思うんです。別に私は今そこをぐい
ぐいと質問するわけではなくて、ひな型のように、地域総合センターの扱いを提案した
いということが本題ですから。ですから、取りあえず、個別計画をかなり行政として
は大事に進めていくというのは、私はそれは同意だと思っています。あとの具体的の方
針は、それは確かに具現化をしていく。だから、管理計画の具現化が、その一步が個
別計画であって、同時にこの個別計画と管理計画はセットのはずですよ、考え方は。
だから、その方針に沿ってどうであるかというのは検証すべきであろうというふうに
思うわけです。

ここまで言うという、次の質問に行きたいと思います。

公共施設等マネジメントの基本方針は、類似する公共施設を複数保有していること
から、財政負担や利用状況等を踏まえ、必要に応じて施設の統廃合を検討しますとし
ています。その観点からすると、地域総合センター等の類似施設について、集約化の
検討を行うべきではないでしょうか。施設計画では、地域総合センターの長寿命化の
根拠を、人権三法に基づく人権尊重のまちづくりを推進するとともに、社会福祉の向
上や人権啓発など、地域交流を進める役割を担う拠点施設として活用されています。
地域のコミュニティーセンターとして重要な役割を担う施設であるとしています。

そこで、地域総合センター、各会館、そして地域総合センターの中にある教育施設
及び老人憩い施設の長寿命化の根拠にしていることと、愛知川公民館及び町民センタ
ー、そして福祉センターの集約化を示す基本方針並びに基本計画からの整合性につい
て、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 今回の町の方針では、愛知川公民館及び町民センター愛知川
を解体し、その施設で実施してきた事業及び活動は、例えば近隣の愛の郷等において
活動の場を確保した上で、併せてハーティーセンター秦荘等を中心に展開することと
しています。ハーティーセンター秦荘は、多くの住民が一堂に会することができる大
ホールから少数のグループで活動できるサークル室まで備えており、芸術文化など、

多様なジャンルの活動拠点となる施設であります。

一方、地域総合センターは、社会福祉法に基づく地域社会に密着した社会福祉施設として、地域住民が自立を目指すための支援及び連帯意識の高揚に視点を置いた運営を行っております。地域住民の生活課題に応じた各種相談事業、地域福祉事業、啓発及び広報活動、交流促進事業など、より地域に密着したコミュニティーセンターとしてその役割を果たしているところです。また、部落差別解消推進法において、差別解消の施策や相談体制の充実、教育及び啓発について、地域の実情に応じた施策を講じるよう努めることが明記されております。

こうしたことから、各地域総合センターの役割は今後も重要であると考えており、個別施設計画で示した長寿命化の方向性で検討を進めているところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 辰己君。

○13番（辰己 保君） 答弁を頂きました。同じ事業をするわけですから、これは皆さんが質問に対して答弁していることなので、同じ事業を、3施設あるということは、それに対して、今答弁もらったことが1つの施設ではできないということをおられるんですか。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） それぞれ、より地域に応じた、密着したというところでの様々な施策を行っておるというところでもございます。

○議長（伊谷正昭君） 辰己君。

○13番（辰己 保君） そのとおりで、より地域に密着した、そのままそっくり、公民館、愛の郷、そういうことも全て言えるんじゃないんですか。なぜそこで同じその答弁が、今、解体やらもしくは業務の移行、集約、こうしたことを計画しているわけで、具体の方針の中にも出ているわけで、じゃ、そういう具体の方針を照らしても、どこにどう違いがあるのか。地域それぞれに同じことをやる。多少は特色は持っている。でも、それが1つの館にしてできない仕事なのかどうか。地域総合センター1つだけで集約して、もしくは地域に払い下げるとか、そうしたことをして整理ができないのかということですよ。

私は、皆さんの答弁が、このときにはそれぞれ密着、今それぞれ密着している、要するに福祉事業であったり教育事業、こうしたものについては解体するとか、地域コミュニティーを皆さんは壊そうとする、その部分では、身近な施設が、午前の質問で

くて、改めて言うておきます。維持管理費も、1館にすれば本当に経費が抑えられます。そして、この事業も、持っている事業も、お隣の町もそうやって進めていますから、だから、進められます。そのことを言うておいて、次の質問に行きます。

次に、3番目の質問に行きます。

世界人権宣言、これは、全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等であるとうたっています。よって、人権教育、啓発活動は大切です。その活動が大切だからといって、同和教育・啓発を特化させていいのか。今日的な到達から、疑問だと私は考えています。

こうした特化した行政の姿勢が、残念ながら、山川原消防詰所施設での不適切な対応を生み出し、いまだに解決していないことに疑問を抱きます。速やかな適正な処置を講じることを求めますが、答弁を頂きます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 議員御指摘の点は、山川原地域総合センターと山川原消防団詰所の上水道の接続について、一体的に利用していることについての部分と考えます。現在、山川原消防団詰所の上水道料金については、量水計を設置し、使用された量に応じて使用料金を自治会で負担していただいております。上水道の設置に関しては、地域総合センターと消防団詰所を施工の時点で分離しておくべきものでございましたので、自治会と解決に向けて協議をしているところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 辰己君。

○13番（辰己 保君） この問題は前任者にも言うていましたが、あまり表で議論をしていくとかそういう問題ではないので、速やかに解決をと言いつけていたところなんです。しかし、1年たっても全然先が見えない。簡単に言えば、はっきり言うて町の責任なんですよ、あなた方の、行政のほうの責任なんですよ。この間ずっといろんなことを聞かせてもらっていたが、こんな事業を認めるというのは、町が認めなかったら、こんなことはできない。量水計をつけているからとか、そんな話はないわけで、最後の答弁のところ、分離すべきところ、だから、分離すべきことなんですから、それができてなくて、許可したのは町ですよ。ですから、町やから、行政が真剣に取り組んで早く解決をしてほしいと。表で言わなかったら、本当に皆さん、動いてくれないのか。先ほど、本当に大事な、皆さん、町長が代表して、大事な答弁をしているわけでしょう。地域総合センターはどんな役割なんやと言っているんでしょ。

その役割を自ら壊しているんでしょう。じゃ、速やかに解決するしかないではないですか。どうしていきます、これ。もう少しで期限を切ってくれますか。いや、瑕疵行為を早く改善しておればいいわけで、この提案もしてきたわけで、行政の手で、行政負担でやればいいわけで、私はこの不自然な環境、状態を改善しなさいと言っているだけであって、なぜその改善に難しさが生じているのか、私には理解ができないんですよ。1年も待ってきたので、早く解決をされることを進言します。どうですか。

○議長（伊谷正昭君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（青木清司君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

非常に時間が経過してきたところでございます。私が考えますところに、山川原自治会につきましては決して悪くないといえますか、という判断を持っております。当初の町の判断が甘かったというか、まずかったところがございます。速やかに御指摘のとおり解決に向けて協議をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊谷正昭君） 辰己君。

○13番（辰己 保君） 速やかに協議をしてまいりたい。たしか、その言葉、もう随分前にお聞かせいただきました。ですから、今度は解決するという、速やかに解決していきたいじゃなくて、するんですよ。行政の責任なんだから。町長、町長の責任で行動を起こして、町長が言ったらすんなりと解決すると思いますよ。その進言だけをしておきます。

では、最後の質問にさせていただきます。

世界人権宣言は、全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等であると、先ほども言いました、うたっています。私は、人権問題を考える上で、SDGsの目標、ジェンダー平等を正面から取り組むことによって、同和問題の解決への歩みが見えてくると考えています。ジェンダー平等問題の取組が大きな力を発揮してくるし、その取組が世界人権宣言の実践に結びつくのではないかと。同時に、同和問題、差別問題、人権問題を真剣に皆さんの考える、そうした大きな役割を果たせるのではないかとこの考え方を持っています。

町長、こうした視点から、こういう視点をどのようにお考えになるか、答弁を求めておきます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） ジェンダーの平等は、社会的な立場における男女平等であり、日本でも解決すべき重要課題となっています。差別のない社会の実現には、私たち一人一人が人権問題を自分自身に関わる身近な問題として捉え、気づき、行動することが大切であります。町としまして、愛荘町人権尊重のまちづくり推進基本計画や第2次愛荘町男女共同参画推進計画等を通じて、各種施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

○議長（伊谷正昭君） 辰己君。

○13番（辰己 保君） 私は当然、なぜそういう問題提起になるのかという疑問を持たれるだろうというふうに思っています。確かに部落差別は、要するに地域、歴史的にあって、地域で、結果として、明治維新で固定化されていくという、そういう残念な歴史を持っています。しかし、男女の問題は性別です。それでずっと、そうしたいろんな問題は、人権問題があったとしても、男女の問題は根っこにある。そういうふうに考えれば、先に今のジェンダーを私たちが考えていく、正面に据えて問題意識化していく。そのことが同時に、いわれなき部落問題も解決を、本当に皆さんの真剣な捉え方をしていっていただけるといふふうに思っています。

ですから、役場でもそうです。今、公務員の中でも女性の登用とか言われているわけで、本当にあらゆる分野で、そうした女性の登用も考えていくとか比率を高めていくとかということによって、それがいろんな問題の解決の入り口を、走り、大きなきっかけをつくっていくというふうに私は強く訴えて一般質問を終わるとともに、こうした観点からも地域総合センターの集約化は行うべき、このことを併せて訴えて終わります。

○議長（伊谷正昭君） ここで暫時休憩をいたします。再開を3時30分にいたします。

休憩 午後3時12分

再開 午後3時30分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（伊谷正昭君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。一般質問を一問一答で行います。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症について質問します。これについては、先に一般質問で行われておりますので、重なる部分があるかと思いますが、御容赦願います。

新型コロナウイルスのワクチン接種が、65歳以上の高齢者を対象に5月10日から開始されました。4月19日から接種の予約受付が開始されましたが、電話受付が殺到してかからず、家族や知り合いにインターネット予約をしてもらったという方も少なくありません。また、接種の通知が届いたことすら知らない場合があります。現在、高齢者の接種が行われている途中で、その後には65歳未満の町民の接種が控えています。16歳以上の町民に行き渡るには、まだ期間がかかります。予約の手だてができない、また会場まで行けない方が取り残される心配があります。希望する全ての町民が漏れなくワクチン接種が受けられるために必要な手だてを講じることを求めますが、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） ワクチン接種推進室長。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） ワクチンにつきましては、午前中においても御答弁させていただいたところであり、答弁内容も重複するところもございますが、御容赦いただければと存じます。

高齢者の接種につきましては、まだ予約を入れていない者に対して、5月25日に個別に通知を送付し接種勧奨を行ったほか、介護支援専門員等に担当している高齢者等の状況を聞き取るとともに、地域の民生委員に対し、1人で御予約できない方への個別支援を依頼するなど、一人でも多くの方にワクチンを接種いただけるよう努めているところでございます。また、基礎疾患のある方、64歳以下の接種については、高齢者接種が終了次第進めていく予定にしておりますが、その具体的な対応については、供給されるワクチンの種類、具体的なスケジュール、接種形態等について、現在確認、調整を実施しているところであり、方向性が固まり次第お知らせをする予定でございますが、希望する方が接種できるよう努めてまいります。

○議長（伊谷正昭君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 瀧です。今の答弁に対して再質問させていただきます。

先ほどされていた一般質問の中でも、65歳以上の方のワクチン接種は7月末で終了予定、また、未予約の方の手だてを行っておられるということを答弁されています。

また、64歳以下の町民の接種予定は明らかになっていないことも承知しております上で、提案の意味で再質問をさせていただきます。

先日、新聞報道に、64歳以下が対象になったときに、障害者は基礎疾患を持ち、重症化リスクがある人が少なくないことから、希望に応じて早期接種が可能となるよう配慮するという名古屋市の取組が紹介されていました。このことは必要なことだと考えますが、これについての答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） ワクチン接種推進室長。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 64歳以下の接種に当たっては、基礎疾患のある方ですとか、議員ただいまお尋ねの障害をお持ちの方もいらっしゃるし、そのほかにも多分、様々御事情がそれぞれ抱えている方もいらっしゃるかと存じております。そのため、それぞれの置かれている立場立場に置かれた適切な対処方法というのは、それぞれ想定をしておく必要はあるんだろうなどというふうに考えておりますけれども、先ほども御答弁申し上げたとおり、まさに具体的な対応であるとか課題へのアプローチ等について、具体的な検討を現在進めているところでございますので、方向性が固まり次第お知らせをしてみたいというふうに考えております。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 希望する16歳以上の全ての町民が漏れなくワクチン接種を受けるためには、80から90%、あと僅かというところで、その方が2回目の接種を終了した時点で、まだ受けていない方に、希望するしないを含めて、希望する場合には接種を受けられるために個別に確認していく必要があると考えますが、こういうことについては、町民の方からも御意見を頂いているところです。ですから、これについての考えを求めます。

○議長（伊谷正昭君） ワクチン接種推進室長。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） ただいまの御質問は、恐らく、現在行っている高齢者のうちの受けてない方への、予約をしていない方への調査というところかと存じますが、先ほど御答弁させていただいたとおり、先月25日に個別に通知を送付し接種勧奨を行っているほか、介護支援専門員であるとか民生委員等に対して、予約できていない状況の聞き取りであるとか個別支援をお願いするなどしておるところでございます。

ただ、一方で、午前中も申し上げたとおり、予約していない方の中には、長期入院をされている方ですとか、そもそも御自身の意思で打たないとお決めになられている方もいらっしゃるというふうには聞いておりますので、それぞれのケースケースで、こういった状態にあるのかというのは、個別の支援であるとか聞き取りで対応してまいりたいというふうを考えております。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 瀧です。今の質問は、これからされる64歳以下の方の場合で、ワクチン接種が2回目終了が進んだ場合にも、今65歳以上の方にされているような対応を含めて、そういう個別に確認していくということを言っているんですけども、それに対するの答弁をもう1回お願いします。

○議長（伊谷正昭君） ワクチン接種推進室長。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 64歳以下の接種については、これまでと、高齢者と異なり、人口ベースでいまましても単純に3倍の対応に上ること、また、今後職場での接種等も実施されるというふうに聞き及んでいるところございまして、まずは、課題といたしましては、単に町のほうで予約状況を全て網羅的に把握がタイムリーにできるかという問題もございまして、また、現在の3倍の数に打っていくということになりますので、いつまでに打ち終わることができるのかということについては、よくよく検討していかなければいけないというふうを考えております。そういった終わりの時期がどこに定めるかということによりまして、まだ予約をしていない人ないし接種をしていない人に対する追跡をしていく必要があるとは考えておりますが、その点も含めまして、64歳以下の接種については、まさに現在、種々の検討調整を進めておるというところございまして。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ちょっと私、認識不足であれなんですけれども、先ほど答弁の中に、これからの64歳以下の対象者のことですけど、16歳以上となっていたのが12歳以上になったというふうなことを言われていましたけれども、今のところは16歳以上で、テレビで12歳以上とも言われていますけれども、決定されたかどうかというところまで把握がなかったんですけど、このことは決定されたのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（伊谷正昭君） 接種推進室長。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 今週5月31日の厚生労働省の分科会におきまして、現在高齢者用に接種しているファイザー製のワクチンについて、これの対象年齢が、今まで16歳以上だったところが12歳以上に引下げをされたということは、これは決定されたというところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今までのいろいろ質問させていただきましたように、希望する、今の答弁でいうと12歳以上64歳までの方ですけれども、65歳以上も今のところ全部でないので入りますけれども、そういう希望する全ての町民が接種を受けるための手だてについて、今までの一般質問の中でも提案されていまして。いろいろなことが考えられるんですけれども、県内のほかの町で、医師が往診するときに、個別接種が受けられるということもお聞きしています。そして先ほど、前にも言われたように医院での接種という方法もありますし、また現在、県内の10市町で、接種会場までバスとかタクシーとかそういうので無料送迎する手だてを取っておられます。そしてまた、私個人的には町民の方から、今、観光でバス会社も大変なんだし、バスも借りて、結核検診のように各集落を回ったらどうかということで、そしてバス会社のほうもコロナ対策の補償になりますしというふうなこともお聞きしているんですけれども、こんなようなことで、希望する全ての町民が接種できるように様々な手だてを検討していただくということを求めるところでございますけれども、これについての答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 接種推進室長。

○企画・産業担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） いろいろ御提案等いただいておりますが、移動支援、そういうものにつきましては、先ほども御答弁させていただきましたとおり、特別な移動支援が必要な方については、町の社会福祉協議会のほうから、車椅子対応が可能な車や介助支援としてヘルパー等の派遣ができる体制を構築しておるところでございますが、こういった手だても含めながら、町としては、またそういった体制を構築してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） では、次の質問に行きます。

新型コロナウイルスの感染症の感染拡大は第4波に入っており、ウイルスは感染力

の高い変異株に置き換わっています。医療体制は逼迫し、中小業者も悲鳴を上げています。ワクチン接種が始まりましたが、国民に行き渡るまでの見通しは不透明です。第4波を封じ込めるためには、ワクチン接種をスムーズで安全に進めるとともに、大規模検査、十分な補償、医療機関への減収補填と病床確保、東京五輪とパラリンピックを中止する決断が必要です。今、政府、都道府県、市町がコロナ終息と国民への支援のために集中して力を注ぐべきです。

そこで、町としてコロナ終息と町民への支援のためにすべきことは何かについて、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 新型コロナウイルス感染症の終息に向け、一日でも早く、一人でも多くの方にワクチン接種を行っていただくことが大変重要と考えております。また、多くの人々がワクチンを接種し、いわゆる集団免疫を獲得するまでは、検査体制の確保や自宅療養者、濃厚接触者等への生活支援等が重要と認識しており、湖東保健医療圏域や県との連携のもとで取り組んでいるところでございます。加えて、地域経済の下支えのため、昨年度から継続的に注意喚起をはじめとする諸施策を実施しているところであり、住民の皆様が安全安心な生活を取り戻すことができるよう、町としても鋭意努力してまいります。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問を行います。愛荘町では、昨日までで52例の感染が確認されています。その中で、60歳以上は7例で、ほとんどが現在ワクチン接種の対象になっていない年代です。若い年代の感染拡大が目立っているということです。昨年に5例、今年1月から昨日までで47例が確認されています。この状況を町としてどのように考えているのか、その見解を求めますので、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 当町の感染者の傾向につきましては、5月31日付でございますけれども、50代が全体の25.5%に続き、10代が19.6%となっております。10代から50代までが全体の86.3%といったことから、比較的若い世代が大半を占めております。やはり今後の課題といたしましては、若年層が濃厚接触者になられ、その後、陽性反応が出て無症状なり軽症が多いといったことから、家庭内感染また高齢者への感染が広がっていることも事実でございます。そ

ういった無症状や軽症者に対する行動変容をしっかりと把握いたしまして、今後の対策のほうを考えていくことが非常に大事であるというふうに考えております。いま一度、関係各課と協議をいたしながら、周知方法につきまして、検討のほうをしてまいりたいと考えております。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 変異株ウイルスの脅威は誰もが知るところだと思います。イギリス、インド株など、感染力が強いとの危機感があります。この変異株ウイルスの感染状況については、身近なところに存在があるのかどうかは情報公開されていないように感じています。愛荘町での変異株の存在はどうかについて、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 変異株PCR検査の陽性件数につきましては、こちら5月31日現在でございますけれども、県内で累計740件が確認をされております。なお、市町ごとの内訳につきましては、公表されておりませんので、町内の変異株感染者数につきましては、把握のほうをしておらない状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 次の再質問です。エアロゾル感染する可能性があるそうです。エアロゾルは空気中に漂う微細な粒子のことで、飛沫の水分が蒸発しウイルスだけが残る状態を言うそうです。エアロゾルは、乾燥して水分を含んでおらず、粒子も小さくなるので、マスクをしてもウイルスが感染する可能性があります。マスクを隙間なくつけることや換気が大事になってきます。基本の感染対策を徹底するとともに、新たな局面が出てきているので、ホームページや防災無線、全戸配布などでもこのようなことを徹底して情報提供し、感染予防を呼びかけることを求めますけれども、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 議員御指摘のエアロゾル感染につきましては、飛沫より軽く、空気中にとどまりやすいために、3密のうち、特に密閉された空間で空気中に残ったエアロゾルから感染する確率が高いと言われております。そのため、エアロゾル感染を予防するには、密閉空間を避けるための小まめな換気が必要でござ

います。そういったことから、今後につきましては、職員の感染予防対策はもとより、換気の必要性、また3密にならない空間づくり、エアロゾル感染につきましても広く周知してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 次の再質問ですけれども、現在、国や県でどのようなコロナ支援策が行われているのか、町民に情報提供していくことも町の役目だと考えています。既に打ち切りになっていたり、新たな支援策ができていたりしていますので、支援が必要な人が知らなくて受けられなかったりすることが考えられます。町の独自支援策とともに、国・県の支援策をまとめた文書を全戸配布することを求めますけれども、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

今後必要な情報につきましては、関係各課と協議をいたしながら、町のホームページや広報等で適時適切に対応してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは、次の質問に移ります。

次に、学校給食の無料化について質問します。

家庭で経済的に苦しくなったときに、切り詰められるのは食費です。貧困が原因で朝御飯抜きで学校に登校したり、両親が働いているため、食事難や孤食と称される実態があります。子供の貧困が社会問題になる中で、親が経済的に困窮し、食事も満足に取れない子供たちに対して、学校給食が重要な役割を果たしています。とはいえ、公立の小中学校の学校関連の費用の中で大きな割合を占めているのが学校給食費です。コロナ禍のもとで、この問題はますます深刻になっています。

現在、全国でも学校給食の無償化を行う市町が増加しています。滋賀県でも長浜市、高島市、豊郷町が学校給食を無償化しています。給食は教育の一環であり、義務教育は無償なので、コロナ禍の子育てを応援するためにも、本町でも学校給食を無償化することを求めますが、これについての答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 町長。

○町長（有村国知君） 学校給食については、学校給食法第1条の目的で、学校給食

が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、学校給食及び学校給食を活用した食の指導や学校給食の普及、学校における食育の推進を図ることを目的とすると規定されております。また、給食費の法的根拠ですが、学校給食法第11条及び学校給食法施行令第2条では、学校給食の運営に関する経費のうち、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費（修繕費を含む。）並びに学校給食に従事する職員の人件費については学校設置者の負担とし、それ以外の経費（食材料費）を保護者負担と定めています。

そこで、御質問の給食費の無償化についてです。少子化や人口減少、子供の貧困などを背景に、これに対応する措置として給食費を無償にされている自治体はございますが、平成29年の学校給食費の無償化等の実施状況調査では、1,740の自治体のうち、小中学校ともに無償化を実施しているのが76自治体、4.4%、小学校のみ無償化が4自治体、0.2%、中学校のみ無償化が2自治体、0.1%と僅かにとどまり、全国の9割を超える自治体において、根拠法に基づく保護者負担となっています。給食に係る賄い材料費については、保護者からお預かりしている給食費で購入しており、毎年約1億1,000万円余りの費用であります。学校給食費を含む、学校に通うのに必要な費用を援助する制度として就学援助費があり、経済的に就学困難と認められる児童または生徒の保護者に対しては、町が必要な援助を行っているところであります。

こうした中、給食費の無償化は、当町において考えてはおりません。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 学校給食費は自己負担が当たり前の時代から、先ほど答弁でありましたように、少しではありますけれども、滋賀県内でも学校給食費を無料にする自治体がぼつぼつ出てきています。子供の体を守り育てることや義務教育の無償化が真剣に考えられ、保障される時代になってきたのだと感じています。子供たちが健やかに教育を受けるために、学校給食の無償化を検討していただくことを要望いたしまして、答弁は結構ですので、これで次の質問に移ります。

次に、生理の貧困について質問します。

コロナ禍で、経済的な事情などで必要な生理用品が十分手に入らないという生理の貧困が可視化され、問題になっています。みんなの生理という団体が行った日本の若者の生理に関するアンケート調査によると、過去1年で「金銭的理由で生理用品の入

手に苦勞したことがある」が20.1%、「金銭的な理由で生理用品でないものを使った」が27.1%など、想像以上に深刻な結果でした。生理用品は日常品、女性にとってはなくてはならないものです。コロナ禍のもと、支援が必要であることを訴えて、2点のことを求めます。

1点目に、学校の女子トイレに生理用品を常備することを求めますので、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 教育次長。

○教育次長（上林市治君） 質問のありました団体、みんなの生理は、コロナ禍でアルバイト収入が減少した学生が、経済的な理由により生活必需品である生理用品の購入を控えたり、生理による体調不良が原因で学校やアルバイトを休まなければならない実情を社会に明らかにし、社会全体の理解を訴え活動されている団体であると承知しております。

そこで、1点目の学校の女子トイレに生理用品を常備することを求めることについての御質問ですが、新型コロナにより、経済的事情等で生理用品が購入できない児童生徒がいることをニュースで知り、本年4月22日の養護教諭部会において、4教諭と情報交換をしております。当町における学校での実態ですが、児童生徒は必要に応じて保健室で無償配付をこれまで受けていることから、現状で特に支障はないと認識しており、これまでどおり各学校の保健室で常備することといたします。各学校の女子トイレに常備することは、教師の目が届きにくく、学校として管理等の問題が発生することから、考えておりません。児童生徒等へは、今後も身体測定時等の機会を活用して周知してまいりたいと考えております。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問を行いたいと思います。このようなことは口に出して言いにくいことですので、経済的に生理用品が買えなくても他人には言えず、ほかのもので代用しなければならないとしたら、本人にとってこれほどつらいことはないと考えます。5月25日、新日本婦人の会県本部が、児童生徒の健康と学習権が守られるために、生理用品の学校配付、各校配備と相談環境の整備を求める要望書を三日月知事と福永県教育長に提出しました。要望には、学校施設の女子トイレに返却不要の生理用品を設置することも含まれています。県教委は検討を始めていると答えています。

先ほど、保健室で無料配付しているというふうな答弁をされていまして、配慮していただいているものと評価はいたします。しかし、生活に困窮して生理用品が買えない子供もいるかもしれません。答弁に必要なに応じてと言われていたのはどこまでなのかを、答弁を求めたいと思います。

○議長（伊谷正昭君） 教育次長。

○教育次長（上林市治君） まず、生徒児童からそういう申出もしにくいというようなこともございますので、そういったことも含めて、校園長会なりを通じて、デリケートな問題でございますので、養護のほうで十分にその辺は注意をしながらやっていただきたいということで、まずお話もさせていただいているところでございます。

必要に応じてということにつきましては、現在も置いておりますけれども、今回また、4月の末ですけれども、追加ということで、それぞれの各校のほうに教育委員会のほうから配付もしておりますし、予算につきましても、各校のほうで消耗品のほうで買っていただくというようなことで、必要に応じてそういったことを対応していただくということで思っているところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 保健室で配付されているということで、前から保健室ではどの学校も置かれて、無料であるか、ちょっと学校によっては違うと思いますけれども、無料配付されているということですのでけれども、経済的に買えないからといって1回、2回通うことはできても、保健室に言うことはできても、いつもいつも言いに行けるかといったら、それは子供さんにとっても行きにくいことではあるし、言いにくいことではあると思います。それで、ずっと何回でももらいに行ったりしても、やはり学校のほうでは保護者さんに連絡が行くとかされるのではないかと思うわけです。そういうことで、とても子供さんにとっても心苦しい状況になるのではないかとも思います。

それで、このように県にも求められているように、学校の女子トイレに生理用品を常備するという事は、やはり気軽に使えるようにされるというのが1つの理由だと思います。そして、トイレットペーパーは常備されています。ですから、トイレットペーパーと同じように生理用品も生活必需品として常備されるということで、そういうふうにご考慮いただければ、無理のない話ではないかとは思いますが。

やはり本当に今言われたようにデリケートな問題で、人にも言えなくて、経済的な

問題、本当に大変な方、子供さんがおられたとしたら、やはりそういうことを守っていくのが教育現場でも必要ではないかと思えます。ですから、管理等の問題があるというのならば、トイレットペーパーも先ほど私が申し上げたように同じことが言えますし、トイレットペーパーを置いといても問題がないのですから、やはり女子トイレへの生理用品の常備もしていただくように、ぜひ学校でも協議をしていただき、検討をしていただきますことを要望させていただきますので、これについての答弁をお願いします。

○議長（伊谷正昭君） 教育次長。

○教育次長（上林市治君） 議員おっしゃるとおりで、子供にとっては大変心苦しいというようなこともよく分かります。保健室に行って養護とお話をする機会を設けるというようなことで、次の支援につなげていくというようなこともございますし、あくまでも、今現在では現場の声を聞いてこういった措置を取っているということがございますので、議員のお話も含めながら、今後も進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） よろしく申し上げます。

次に、2点目ですが、希望する町民に行政が生理用品を無料配付することを求めますので、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 今ほどの御質問のほうにお答えさせていただきます。

前段部分にありました、みんなの生理の部分の御質問から、希望する町民への生理用品の無料配付についてですが、先ほどのみんなの生理等の団体のほうが調査しておる関係で言いますと、一人暮らしの学生等が多く住む地域では、緊急の支援策として一定の効果が見込めるものと考えておりますが、当町のような家族世帯の多い地域においては、現在行っております生活困窮に係る支援全般の中でお困りの方に届く支援であると考えておりますので、御相談内容に応じ、個別に対応させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 女性の苦難軽減、この間も、前回ですか、一般質問をさせていただきましたけれども、本当に母子家庭とかそういうところにコロナのしわ寄せ

せが行っております。こういう生理用品のほうについても、それだけではなくて、例えば父子家庭の家では、子供さんが女の子であれば、お父さんに言いにくいとか、いろいろな大変な状況があるようにも思いますし、そういうことも配慮に入れていただきまして、本当に苦難軽減のために努力していただきますことを要望します。これは答弁は結構ですけれども、それで次の質問に移りたいと思います。

次に、安定ヨウ素剤の配付について質問します。

東日本大震災から10年が経過しました。その中で、福島県の原因事故は甚大な被害をもたらしました。福井県にも原発銀座と呼ばれるくらい多くの原子力発電所があり、そこで事故が起これば、隣の滋賀県にも被害が及びます。

原発事故による放射性物質の中に含まれている放射性ヨウ素が甲状腺に多く取り込まれて、数年から数十年後に甲状腺がんを発症させる可能性があります。適正な時期に安定ヨウ素剤を服用すれば、甲状腺がんになることを防ぐことができます。子供たちを放射線被害から守るためには、安定ヨウ素剤をなるべく早く服用することが大切です。甲状腺は安定ヨウ素も放射性ヨウ素も同じように取り込むので、放射性ヨウ素を吸入する前に安定ヨウ素剤を服用すれば、体内に入った放射性ヨウ素の甲状腺への取り込みを抑制します。放射性ヨウ素を吸入する24時間前から吸入した2時間後までに安定ヨウ素剤を服用すれば、90%以上のがん抑制効果があるとのこと。服用が24時間後になれば、その効果は7%に急減します。したがって、身近なところに常備されていることが大切です。

子供は発達が早いので、放射能の影響を受けやすいと言われていています。町内のほとんどの世帯に安定ヨウ素剤を事前配付した福島県三春町では、甲状腺がんの発症がほとんどなかったとのこと。近隣の犬上郡3町では小学校、中学校などの教育機関に安定ヨウ素剤が事前配付されるそうです。安定ヨウ素剤は価格も安く、1錠10円ぐらいです。財政的に負担になることはないと考えます。また、服用による副作用の心配もほとんどないそうです。

原発事故が起きた場合を想定して、子供たちを甲状腺がんから守るために、希望する世帯や教育機関などを対象に安定ヨウ素剤を事前配付することを求めますが、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 当町から最も近い原子力発電所までは直線距

離で約64キロあり、甲状腺の被曝等価線量に達しないとされていることから、現在、安定ヨウ素剤は確保しておりません。また、安定ヨウ素剤を事前配付するに当たっては、保健師、薬剤師等の専門職が個別に住民への説明及び体調等の確認を行い、必要な場合に、医師への適切な受診勧奨を行うことで安定ヨウ素剤を配付できることとされていること、また、安定ヨウ素剤には有効期限があることなどから、確保の必要性等については、係る点に加え、国・県等の動向を踏まえて検討する必要があると考えております。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今のことについて再質問させていただきます。愛荘町地域防災計画原子力災害対策編で、安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備について、安定ヨウ素剤の服用基準、備蓄体制について、今後の原子力災害対策指針等の改定の動向を見て検討する。また、これらについて、医療機関との連携を強化するとされています。防災計画では、原子力災害が起こった場合、愛荘町に被害が及ぶかもしれないことは否定していません。その場合に備え、万全の体制を取ることが防災対策であると考えますが、これについての答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） ぐらし安全環境課長。

○ぐらし安全環境課長（水谷徹也君） 議員御指摘のとおり、当町の地域防災計画の原子力災害対策編に安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備がございます。先ほど言われましたとおり、安定ヨウ素剤の服用基準、また配付方法、そしてまた備蓄体制につきましては、今後の対策指針の改定の動向を見ながら検討するというふうにごうたわれております。また、これらにつきましては、医療関係との連携を強化するといったことも書かれております。そういったことから、今後におきましては、滋賀県や管内の保健所等からの御意見を頂いたり、また、愛荘町の地域防災計画等の一部見直しを今年度計画しておくことから、防災会議等において、今後の方向性も含め議論いたしたいというふうにごうたわっておるところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） もう1点再質問させていただきますけれども、事前配付、現在難しいと言われるのであれば、せめて備蓄はされないものかということについて、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） ぐらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） 今後検討のほうは必要と考えておりますけれども、単に材料のみ購入いたしましても、事前配付方法や対象者を具体的に検討することがまず第一であるというふうに考えております。また、国の原子力規制庁にもうたわれております事前配付方法、特に地方公共団体は、原則として、医師による住民への説明会を定期的に開催する必要がある、説明会においては、原則として、医師により安定ヨウ素剤の配付目的、効能または効果、服用指示の手順とその連絡方法、配付後の保管方法、服用時期、服用を優先すべき対象者、副作用等の留意点等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配付するとありますため、総合的に今後判断してまいりたいというふうに考えております。また、使用期限につきましても、3年から5年に延びたといったことを聞いておりますが、何もなければ再度、5年後に再購入、また説明会等を実施しなければならないといったことから、まずはやはり体制づくりをしっかりと整えてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは、最後の質問に移りたいと思います。

最後に、中学校への通級指導教室の設置について質問します。

私が平成30年9月の一般質問で、中学校にも通級教室を設置することを求めたところ、県教育委員会に要望していききたいとの答弁を頂き、3月議会の令和3年度予算審議の中でも、新設する方向で検討していると前進した答弁がありました。中学校への通級指導教室の設置に向けた具体的な計画について、答弁を求めます。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

中学校通級指導教室の開設につきましては、継続して県に要望するとともに、愛知中学校の増改築工事にもらみながら、具体的なイメージを検討してきたところでございます。

御承知のように、通級指導教室は現在、愛知郡、犬上郡の広域で運営をされております。そうした中、今年度、豊日中学校に中学校教室が新設されたことによりまして、今後の動向が読めないような状況になっております。現在把握しております豊日中学校教室の対象生徒数は5名でありまして、定員とされます13名から考えると、かなり余裕がある状況となっております。こうした現況にありまして、さらなる中学校通

級指導教室の新設、増設は厳しいと言わざるを得ません。人的配置がされない中で物理的な場所だけを確保しても、実質、運営は不可能でございます。

したがいまして、豊日中学校通級指導教室の新設が、まだ保護者や学校現場に十分に認知されていないと思われまことから、その周知を図る必要があると考えております。加えて、各学校におきまして、校内特別支援教育委員会等の組織を活用しながら、対象生徒の有無をしっかりと精査していくことが不可欠であるというふうに考えております。その上で、将来的な構想は継続して県に伝えつつ、開設の必要性や時期等を検討してまいりたいと考えております。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 再質問をさせていただきます。今の答弁ですと、豊日中学校に愛知郡、犬上郡の広域で通級指導教室が今年度から新設されたとのこと。そこに愛荘町の中学生も入れることになるので、今はそれでよろしいと思います。小学校のように、1つのところがいっぱいになって入れなかったから愛知川東小学校にできたわけですから、こちらのほうも、こちらの定員13名ですよね。そちらがいっぱいになった時点でまた新しい場所を考えるということで、それで構わないと思います。

それで、そのように思いますので、ちょっと別の角度から再質問をさせていただきます。それで、こちら今、答弁ですと対象生徒数が5人とのことですが、愛荘町の中学生は今おられますかどうか、答弁をお願いします。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

現在、その5名の中に愛荘町の生徒は含まれておりません。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 通級指導教室が必要な愛荘町の中学生の方は、その対象とされる方は現に通っては、入ってはおられないわけですが、そういう状況はあるのかどうか、おられるのかどうかについて、答弁をお願いします。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えいたします。

今御指摘いただいたところが本当に大事なところでございまして、例えば、小学校6年まで通級指導教室に通っていたとしまして、その子供が小学校を卒業したからと

いって、果たして自動的に中学校へ行って通級指導教室に通わなくていいかというようなことでは当然ございません。現在、そうした子供が中学校3年間の中に私は含まれていることを確認しておりますけれども、どうしてそれが学校現場から上がってこなかったのかということも、今後しっかり検証していく必要があるかと思ひますし、年間何回かの審査がございますので、次の審査のときまでに、本当にいろんな教員の目でしっかり、そうした、例えば発達障害で、通常学級で学ばれているけれども、いろんな学習を受ける上での困難さを持っている子供たちを通級指導教室へ通わせることで、その課題が少しでもクリアできるというようなこともございますので、先ほども言いましたように、まだまだ保護者の方々への周知、そして学校現場自身も、今までそういう中学校の教室がありませんでしたので、この子は、例えば中学校は教科担任制ですので、実際に授業に入りながら、複数の教員が、あの子にはもうちょっと違う手だてが要るんじゃないかというようなことを感じているケースはあろうかと思ひます。そういうものがしっかり共有化されて、やっぱりこの子はそういう教室を含めて考えたほうがいいんじゃないかというようなことも含めて、しっかり校内で意見を共有して、そして保護者の理解も頂きながら、必要に応じてその教室に通ってもらうということは必要ではないかと思ひております。

○議長（伊谷正昭君） 瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 小学校で特別支援学級に入っている子供さんでも、実際にその子の保護者の方にお話を聞いているわけなんですけれども、そういう方も高学年になって、中学になったら普通学級に入れるぐらいの力があるけど、もうちょっと、やっぱり、どっちかと言ったら入れるけど、難しい面もあるとか、いろいろそういうようなところで悩んでおられたということも、過去ですけれども、もう中学校になって卒業しているくらいかも分かりませんが、そういうこともお聞きしたこともあります。ですから、やはり本当にそういう子供さん、普通学級でみんなと一緒にやっっていける、やっていきたいと子供さんが思っていて、それを望んでおられるのだと言えば、そういうふうにやっていけるための手だてとして、やっぱり通級指導教室、せっかくつくっていただいたので、本当にそちらに通っていただけたらと、そういう努力を、先生の努力を、先生と保護者さんの努力をしていただけたらと思ひます。

それで、ちょっと別の質問ですけれども、この通級指導教室に通うのには、どのような集団というのか、つまり、送っていかれるのか。そこまで、愛知中なら愛知中か

らある程度、時間的に1時間か2時間ぐらいかなというふうに思うんですけども、授業の途中などでどうしていかれるのか、送っていかれるのか。例えば中学生などで、自転車で行かれるのか分かりませんが、そこら辺のことについて、説明をお願いします。

○議長（伊谷正昭君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

原則的には、今、中学校のケースということでお答えしますと、他校からの生徒につきまして、例えば愛知中の子供たちが豊日中学校のほうへ行く場合には、原則は保護者のつき添いが必要である、送迎が必要であるということでございます。ただし、聞いていますと、豊日中学校の通級指導教室の担当が、逆に愛知中学校のほうに出向くというようなことも可能であるというようなことも聞いておりますので、例えば、そういう複数の愛知中学校に対象となる子供さんがいた場合には、逆に来てもらえるというようなことも可能ということを知っておりますので、そうしたことも含めて保護者、学校現場には伝えていく必要があるかなというふうに思っております。

○議長（伊谷正昭君） 瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊谷正昭君） これで一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（伊谷正昭君） お諮りします。本日の会議をこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。再開は、明日6月4日午前9時から本会議を開催いたします。

本日はこれで延会をします。大変御苦労さんでした。ありがとうございました。

延会 午後4時25分